

平成27年1月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成23年(行ウ)第21号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年10月21日

判 決

岡山市中区沢田536番地2

原 告

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

同 代 表 者 理 事 光 成 卓 明

同訴訟代理人弁護士 光 成 卓 明

同 東 隆 司

岡山市北区大供一丁目1番1号

被 告 岡 山 市 長

同 訴訟代理人弁護士 大 森 雅 夫

同 同 佐 々 木 基 彰

同 同 橫 野 崇 司

同 同 竹 田 航

同 指 定 代 理 人 中 野 真 吾

同 同 沼 本 聰 子

同 同 矢 木 広 幸

同 同 小 川 祥 子

同 同 小 林 芳 由

同 同 長 谷 川 千 晶

同 同 神 原 徹

同 島 博 幸

岡山市北区大供1丁目1番1号 岡山市議会内

被 告 補 助 參 加 人 公 明 党 岡 山 市 議 団

同代表者団長 磯野昌郎
同訴訟代理人弁護士 鵜野一郎
主文

- 1 被告は、岡山市議会における会派「新風会」に対し、159万2422円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、被告補助参加人に対し、8万6959円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、岡山市議会における会派「ゆうあいクラブ」に対し、198万9731円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、岡山市議会における会派「政隆会」に対し、43万7614円を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、岡山市議会における会派「市民ネット」に対し、161万7746円を支払うよう請求せよ。
- 6 被告は、岡山市議会における会派「日本共産党岡山市議団」に対し、2万5519円を支払うよう請求せよ。
- 7 被告は、岡山市議会における会派「朋友会」に対し、3532円を支払うよう請求せよ。
- 8 被告は、岡山市議会における会派「新生会」に対し、6万2317円を支払うよう請求せよ。
- 9 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 10 訴訟費用（補助参加により生じた費用は除く。）は、これを10分し、その2を被告の、その余を原告の各負担とし、補助参加により生じた費用は、これを50分し、その3を被告補助参加人の、その余を原告の各負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、岡山市議会における会派「新風会」に対し、758万8303円及

びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

2 被告は、被告補助参加人に対し、139万2429円及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

3 被告は、岡山市議会における会派「ゆうあいクラブ」に対し、663万2539円及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

4 被告は、岡山市議会における会派「政隆会」に対し、574万2841円及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

5 被告は、岡山市議会における会派「市民ネット」に対し、484万5636円及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

6 被告は、岡山市議会における会派「日本共産党岡山市議団」に対し、395万0307円及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

7 被告は、岡山市議会における会派「朋友会」に対し、22万6328円及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

8 被告は、岡山市議会における会派「新生会」に対し、197万4169円及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

9 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、岡山市内に所在する特定非営利活動法人である原告が、被告に対し、

岡山市議会の会派8団体は、平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）分として岡山市から交付を受けた政務調査費から、同期間中に市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余額を岡山市に返還すべきところ、一部、政務調査費として支出すべきでない費用についても支出し、岡山市に返還していないため、その相当額を同市の損失において法律上の原因なく利得しており、またそのことにつき悪意であるから、岡山市は、上記各会派に対して不当利得返還請求権及び法定利息請求権を有しているにもかかわらず、それらの行使を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、上記各会派に不当利得として政務調査費として支出すべきでない費用相当額及びこれらに対する政務調査費の残余額を返還すべき日の翌日である同年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

1 関係法令等の定め、行政規則、取扱い

(1) 地方自治法

100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 岡山市議会の各会派に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「本件条例」という。乙1）

（趣旨）

第1条

この条例は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、岡山市議会議員の調査研究に資するための経費の一部として、議会における各会派に対し政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付対象)

第2条

政務調査費は、岡山市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(政務調査費の額及び交付方法)

第3条

1 会派に対して交付する政務調査費の月額は、当該会派の所属議員数に応じ、議員1人につき135,000円を乗じて得た額とし、半期ごとに交付する。

、2ないし5 (略)

(使途基準)

第5条

会派は、政務調査費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政の調査研究のための経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書等の提出等)

第7条

1 政務調査費の交付を受けた会派の經理責任者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等の証拠書類の写しを添えて、議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書及び領収書等の証拠書類の写し（以下

「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 略

(政務調査費の返還)

第8条

市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還させるものとする。

別表(5条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費 (会場費、器材借上費、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のため必要な内外の先進地調査等に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のため必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のため必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書等の印刷製本費、送料、会場費等)

広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、器材借上費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費 (賃借料、維持管理費、備品・事務機器等の購入・リース費等)
雑費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

(3) 政務調査費取扱要領（乙3）

1 支出にあたっての留意事項

(前略)

旅費は、市の旅費規程に基づき「特別職の職員」を適用する。

(以下略)

(4) 岡山市職員等の旅費に関する条例（以下「岡山市の旅費規程」という。乙5）

(旅費の支給)

第3条

1 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(以下略)

(旅費の計算)

第6条

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。(以下略)

第7条

1 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては、400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書きにより通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書き及び前項の規定により計算した日数による。

(以下略)

(旅費の種類)

第14条

1ないし3 略

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 略

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支出する。

(以下略)

(航空賃)

第17条

1 航空賃の額は、旅客運賃による。

(以下略)

(日当)

第19条

1 日当の額は、別表第1の定額（特別職の職員については1日につき3000円）による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

4 県内における旅行の場合には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、前3項の規定にかかわらず、日当は支給しない。

(宿泊料)

第20条

1 宿泊料の額は、別表第1の定額（特別職の職員については1夜につき1万4800円）。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(5) 政務調査費による海外行政調査に関する取扱要領（乙4）

(趣旨)

第1条

この要領は、本市議会の各会派に交付される政務調査費による海外行政調査の旅費に関する事項を定めるものとする。

(派遣)

第2条

政務調査費による海外行政調査の派遣は、次の場合に実施する。

(1) 諸外国における先進的な行政事情その他必要な事項を調査するために行う行政調査。

(2) 姉妹・友好都市への国際親善等特別の目的をもって派遣する場合。

(制限)

第3条

政務調査費による海外行政調査を実施する場合における制限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 派遣人数については1回につき議員2人以上とする。

(2) 派遣回数については、議員1人当たり年間3回までとする。

(3) 派遣期間については、概ね5日間以内とする。

(4) 旅費の支出枠については、総計で議員1人当たりの政務調査費の年間交付額の3分の1以内とする。

(5) 派遣先は主として公的機関とする。

(6) 観光目的の海外旅行ツアーを使用して行政調査は実施できない。

(7) 他の海外行政調査の派遣と重複して実施できない。

(8) 本会議等開催中は実施できない。

2 爭いのない事実等（後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告は、岡山市内に所在する特定非営利活動法人である。

イ 被告は、岡山市の執行機関である。

ウ 新風会、被告補助参加人、ゆうあいクラブ、政隆会、市民ネット、日本共産党岡山市議団、明友会、新生会（以下、上記8団体を併せて「本件各会派」という。）は、いずれも岡山市議会における会派である。

(2) 岡山市における政務調査費の概要

岡山市は、議会における各会派に対し、議員の調査研究に資するための経費として、議員1人に月13万5000円の政務調査費を交付することとし（地方自治法100条14項、本件条例1条、2条、3条1項），被告は、本件各会派に、交付された政務調査費から、市政の調査研究に資するために必要な経費として支出した総額を控除した残余額を返還させるものと規定している（本件条例8条）。

政務調査費の使用にあたって、各会派は、本件条例に基づいた使用、政務調査費にかかる収入及び支出の報告書の作成、領収書等の証拠書類の写しの添付が義務づけられている（本件条例5条、7条）。

(3) 本件各会派への政務調査費の交付

被告は、平成21年度の政務調査費として、本件各会派に対し、以下のとおりの金額を交付した。

ア 新風会	1606万5000円
イ 被告補助参加人	1620万0000円
ウ ゆうあいクラブ	1593万0000円
エ 政隆会	1269万0000円
オ 市民ネット	1134万0000円
カ 日本共産党岡山市議団	810万0000円
キ 明友会	27万0000円
ク 新生会	391万5000円

(4) 本件各会派からの残余額の返還

本件各会派は、岡山市議会議長に対し、平成22年4月30日までに、政務調査費に係る収支報告書を提出し、残余額を被告に返還した。更に、新風会、ゆうあいクラブ、政隆会及び市民ネットは、平成22年5月1日以降、追加返還額を残余額に追加して岡山市に返還した。本件各会派の報告した政務調査費の支出額、残余額及び追加返還額は、次のとおりである。

ア 新風会

支出額	1476万3887円
残余額	131万1242円
追加返還額	2万2805円

イ 被告補助参加人

支出額	620万6041円
残余額	1001万7265円

ウ ゆうあいクラブ

支出額	1481万2704円
残余額	111万9318円
追加返還額	35万5764円
	(35万1944円+3820円)

エ 政隆会

支出額	1155万0939円
残余額	114万0530円
追加返還額	9万6584円
	(9万3784円+2800円)

オ 市民ネット

支出額	889万5364円
残余額	244万5419円
追加返還額	4万4555円

(4万3955円+600円)

カ 日本共産党岡山市議団

支出額 810万0000円

残余額 0円

キ 明友会

支出額 27万0000円

残余額 0円

ク 新生会

支出額 353万6767円

残余額 37万8520円

(乙8, 9)

(5) 本件訴えに至る経緯

ア 原告は、岡山市監査委員に対し、平成23年4月28日、返還にあたつて本件各会派が政務調査費として支出した別紙2記載の整理番号に対応する各費用（各「会派支払額」欄に記載の金額が各費用である。以下「本件各費用」という。）のうち、その一部が使途基準に違反し、政務調査費として支出すべきでない費用に当たるため、本件各会派には、支出すべきでない費用を同市に返還すべき義務があるところ、その返還をせず上記支出すべきでない費用相当額につき同市の損失において不当に利得していることから、同市は本件各会派に対して不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、それらの行使を違法に怠っているとして、以下の金額につき被告に返還請求するよう求める監査請求をした（甲1）。

(ア) 新風会	769万7728円
(イ) 被告補助参加人	154万8735円
(ウ) ゆうあいクラブ	696万4726円
(エ) 政隆会	604万1400円

(オ) 市民ネット	506万0994円
(カ) 日本共産党岡山市議団	395万1494円
(キ) 明友会	22万7889円
(ク) 新生会	197万4456円

イ 上記監査請求を受け、岡山市監査委員は、同年6月24日、以下の金額の返還請求を求める限度で理由があるとして、その請求を一部棄却し、同日原告に通知した（甲2）。

(ア) 新風会	0円
(イ) 被告補助参加人	0円
(ウ) ゆうあいクラブ	3820円
(エ) 政隆会	0円
(オ) 市民ネット	600円
(カ) 日本共産党岡山市議団	0円
(キ) 明友会	0円
(ク) 新生会	0円

(6) 収支報告後の返還

上記(5)イに係る監査によって返還すべきとされた金額について、ゆうあいクラブ及び市民ネットは、それぞれ上記監査指摘に係る金額を返還した（上記(4)における追加返還額には当該金額も含まれる。）。

(7) 本訴提起

原告は、平成23年7月21日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 争点

本件の争点は、本件各費用が、政務調査費として支出すべきでない費用であるか否か、すなわち、議員の調査研究に資するため必要な経費に当たるか否か（争点1），本件各会派が悪意の受益者に当たるか否か（争点2）である。

(1) 争点 1について

本件各費用が議員の調査研究に資するため必要な経費に当たるか否かを判断する基準について（争点 1－1），原告及び被告の主張（総論的主張）は別紙 1 のとおりであり，また，本件各費用が上記経費に当たるか否かについて（争点 1－2），原告の主張は別紙 2 「否認理由等」欄記載のとおりであり，被告の主張は同「被告の反論」欄記載のとおりである。

(2) 争点 2について

（原告の主張）

本件各会派は悪意の受益者である。

（被告の主張）

本件条例第 8 条は，直ちに余剰を返還すべきことを規定しているものではなく，本件各会派は原告の主張に対して，本件各費用を政務調査費として支出することは許されるとして争っているのであり，本件の判決が確定しないかぎり，本件各会派は悪意ではない。

第 3 当裁判所の判断

1 争点 1－1

地方自治法 100 条は，普通地方公共団体が条例をもって，その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務調査費を交付することができるとしている。首長に支給の可否を委ねることなく，会派を通じ又は直接議員の自由な活動を助成する一方で，条例をもってする民事的統制により，その使用の透明化及び適正化を図ったものであると解される。そして，本件条例は，政務調査費の交付先を会派としており（2 条），会派が使用できる政務調査費の使途基準を別表のとおり定め（以下「本件使途基準」という。），市政に関する政務調査費のための経費以外のものに充ててはならないとしていること（5 条），会派の経理責任者に対して，収支報告書等の提出を義務付けている（7 条）ところ，本件使途基準によれば，

研究研修費は、会派が自前で研究会、研修会を開催したり、他の団体の研究会、研修会に参加するため（以下「研究研修活動」という。）に用いることを、また、調査旅費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務費及び雑費は、いずれも会派の行う調査研究活動のために用いることを、さらに、広報費は、会派の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に報告し、PRするため（以下「広報活動」という。）に用いることを、広聴費は、会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等（以下「広聴活動」という。）に用いることをそれぞれ必要としていることからすると、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費、又は、当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる、研究研修活動、調査研究活動、広報活動及び広聴活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、本件使途基準に該当しないから、政務調査費として支出することは当然できないものと解される。

もっとも、議員が行う研究研修活動、調査研究活動、広報活動及び広聴活動は多岐にわたるのであって、本件条例が、会派の経理責任者に対して、収支報告書等の提出を義務付ける以外に、政務調査費として支出した個々の経費の目的や内容等について具体的に報告を命じる規定をおいていないことからすると、議員の自律を促しつつ、執行機関等の干渉を防止する趣旨（抑制と均衡）を有することに留意する必要がある。

したがって、支出目的等から前記諸活動と関連性がある場合又は関連性がないとはいえない場合であっても、本件使途基準が定める合理性や必要性を欠く場合には、当該政務調査費としての使用はできないと解するのが相当である。

また、地方公共団体の議会の議員が行う公的活動には、市政の調査研究活動と市政の調査研究以外の政治活動があるため、両者が混在する活動があり得る。そういう場合において使用された費用については、両活動の比率が具体的に判明する場合にはその比率で按分した額の限りで、両活動の比率が具体的に判

明しない場合には、原則として50パーセントの割合で按分した限りで市政の調査研究と関連性があるとすることが許されると解すべきである。

さらに、市政の調査研究活動、それ以外の政治活動及び私的活動にも使用されていると認められる費用については、政務調査活動に使用された比率が具体的に判明しないかぎりは、全活動に等しく使用されたとして、33パーセントで按分し、その限度を超えた費用は市政の調査研究と関連性がないと解すべきである。

以下、本件各費用ごとに検討し、必要な限りで原告が総論的に主張する点についても検討を加える。

2 争点1－2（以下、本件各費用につき別紙2に記載している整理番号を用いて表記することとし、特に記載のない限り、証拠は枝番号を含むものとする。）

(1) 新風会

ア 研究研修費

原告は、飲食を伴うものは市政の調査活動のための費用であると認められないと主張するが、飲食を伴う会合や飲食費が一律に市政の調査研究と関連性がない、又は、市政の調査研究のための費用として必要性及び合理性を欠いているとはいえない。市政の調査研究を行う上で関係者との会食等を要する場合あるいは昼食時や夕食時以外の日程をとることが困難である場合等に、飲食が必要となる場合もあり得るところであり、このような場合における飲食は、市政の調査研究に伴うものとして、議員個人が日常、私的に行う飲食とは異なる公的性質を帯びるものということができる。そこで、市政の調査研究の内容に伴い、社会通念上必要と認められる範囲においては、市政の調査研究に伴う一種の経費として許容される場合があると解するのが相当である。

(ア) 研究研修会費

整理番号830は、岡山地方自治政策研究会が開催した第19回政策

研究会「武久顕也瀬戸内市長を囲む会」の参加費として報告されており、会派支払額はその2分の1であると認められる（甲Aア2）。同会合はホテルグランヴィア岡山で平成21年10月21日午後7時から9時かけて開催され、同市長の講演はあるものの、同市長の当選祝賀会を兼ねて開催され、参加者に対し単価6000円の酒食が提供されているところ、会員の会費は6000円であること（乙Aア1、調査嘱託の結果）からすれば、社会通念に照らすと、市長の講演より祝賀会に重きがおかれていると認められる。当選祝賀会への参加は直ちに市政の調査研究とはいえず、上記整理番号に係る費用は、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(イ) 会場費

整理番号960は平成21年11月14日に実施された「吉備線LRT化」に関する会議のための会場使用料として、整理番号1478は平成22年3月13日に実施された「統合医療構想」及び「カネボウ跡地」に関する会場使用料として報告されている（甲Aア5ないし7）。その報告内容によれば、上記各会場費は、市内の鉄道、医療及び土地使用に関する会議のための会場使用料であると認めることができ、市政の調査研究との関連性がないとはいえず、研究研修費として合理性及び必要性があると認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

(ウ) タクシーチケット（交通費）

整理番号1476は、同年3月2日に実施された議会質問の情報収集に係る上建部から大田間のタクシーチケットであると報告されている（甲Aア3、同4）。その報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと

は認められない。

(エ) 駐車料（交通費）

- a 整理番号128は「蕃山町ヴィスコ 犯罪被害者支援」を、657は「蕃山町ヴィスコ事務局 政策打合わせ」を目的としてそれぞれ別紙2「会派支払日」欄記載の日付に支出した駐車料であると報告されており（甲Aア8ないし10），その報告内容から、いずれも駐車場の使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。
- b 整理番号831は、「意見交換会 駅前みよしの」を目的として平成21年10月27日に支出された駐車料であると報告されており（甲Aア11），その報告内容からは市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

イ 調査旅費

(ア) 旅費

- a 整理番号3ないし5は、平成21年5月1日から3日にかけて、岡山市民友好親善訪韓団として韓国富川市を訪問した議員3名の旅費として報告されたものである（甲Aイ2，同3，同4）。岡山市と富川市は、2002年に友好交流協定を締結しており、同訪韓の主たる目的は文化的資源の育成を図っている富川市のボクサゴル芸術祭への参加であって、富川市では市長や市議会・市議会議長を訪問し、会談や会食を通じて富川市との友好を深めるなどしたほか、博物館の視察も行っている（乙Aイ1）。友好交流協定を締結した市に対し、友好を深めるために訪問することが、市政の調査研究との関連性を有しないとまでいうことはできない（第2の1(5)第2条(2)）。

上記訪韓の旅行代金は8万1000円であり、宿泊費と航空費との内訳は定かではないものの、議員1名当たりの金額は2万7000円であるから、宿泊費や航空費が岡山市の旅費規程に反しているとまで認めることはできない。また整理番号3の9万7500円のうち、8万1000円との差額である1万6500円は、1人部屋への宿泊により生じたものであると認められるが、当該議員があえて1人部屋を選択したと認められる証拠はないから、上記差額についても本件使途基準に反したものであるとまで認めることはできない。したがって、上記整理番号に係る費用は、いずれも調査旅費としての必要性及び合理性を欠くとは認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

b 整理番号129は、平成21年4月13日から14日にかけて、八重山病院を視察するために石垣島を訪問した際の航空費及び宿泊費として報告されたものであり（甲Aイ5），同視察は岡山市民病院の存続に関して八重山病院の独立法人化について調査することを目的とするものとされている（乙Aイ2）ところ、同視察の報告書及び同病院への調査嘱託の結果によても、同病院の職員や石垣市長等に対して同病院の運営について意見を聴取するなどの調査研究活動を行った様子は窺われない。したがって、上記費用については、同病院の視察を目的としたものとは認められないから、市政の調査研究と関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

c 整理番号130及び131は、上記イ(a)bと同一議員が、同年5月12日から14日にかけて、おばま食文化館、舞鶴引揚記念館及び赤れんが博物館を視察するために福井県小浜市及び京都府舞鶴市を訪問した際の宿泊費として報告されている（甲Aイ6）が、報告書（乙Aイ3）からも視察の目的は明らかでなく、上記費用については、市政

の調査研究を目的とするものとはいえない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

d 整理番号364は、同b及びcと同一議員が、同年6月16日から17日にかけて、兵庫県立コウノトリの郷公園視察を目的として豊岡市を訪問した際の宿泊費として報告されている（甲Aイ8）が、同視察の報告書（乙Aイ4）には同公園のパンフレットが添付され、議員の感想が記載されているのみで、同視察の目的は明らかでなく、市政の調査研究を目的とするものとは認められない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

e 整理番号365は、同bないしdと同一議員が、同月30日の「労働保険について」の東京出張の往復航空代として報告されている（甲Aイ9）ところ、上記費用を使用した議員の報告書（乙Aイ5）には「労働保険適用促進大会」との記載があるものの、同議員が同大会に参加した旨の記載はなく、東京都へ出張した目的は明らかではないから、市政の調査研究を目的とするものとは認められない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

f 整理番号366は、同bないしeと同一議員が、同年7月2日から3日にかけて、米子水鳥公園及び松江島根県立美術館を視察するため鳥取県米子市及び島根県松江市を訪問した際の宿泊費として報告されている（甲Aイ10）が、報告書（乙Aイ6）には、両施設の説明が記載され、パンフレットが添付されているにすぎず、同視察の目的は明らかでないから、市政の調査研究を目的とするものとは認められない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の

調査研究のための費用でないと認められる。

g 整理番号 367 及び 368 は、同 b ないし f と同一議員が、同月 13 日から 16 日にかけて、サーラ・デ・うすき、大分市美術館、豊後高田昭和ロマン蔵及び街づくり（東広島）を視察するため、大分県臼木市、豊後高田市及び広島県東広島市を訪問した際の宿泊費として、整理番号 369 は同視察の食事代として報告されている（甲 A イ 11 ないし 13）が、報告書（乙 A イ 7）には、いずれの施設についても施設の説明が記載され、パンフレット等が添付されているにすぎず、同視察の目的は明らかでないから、市政の調査研究を目的とするものとは認められない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

h 整理番号 370 は、同 b ないし g と同一議員が、同月 21 日から 22 日かけて、東宇和物産会館の視察のために愛媛県西予市を訪問した際の宿泊費として報告されている（甲 A イ 14）ところ、報告書（乙 A イ 8）には、同施設を観覧した感想が記載され、パンフレット等が添付されているにすぎない上、調査嘱託の結果によても、同館の職員に対して同館の運営について意見を聴取するなどの調査研究活動を行った様子は窺われず、同視察が市政の調査研究を目的としていたとは認められない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

i 整理番号 371 は、同 b ないし h と同一議員が、同月 28 日、国道 53 号北バイパス拡張について、東京都に出張した際の航空券代として報告されている（甲 A イ 15）ところ、報告書（乙 A イ 9）によれば、岡山市議会の議員が、岡山市内の国道である岡山北バイパスについて、かねてより陳情していた津高高架橋拡幅についての説明を受けに出張したものであると認められ、同出張は、市内の道路整備につい

ての調査を目的とした、市政の調査研究と関連するものであるといえる。また、東京都まで航空機を使用したことも認められ、航空機の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、上記整理番号に係る費用は市政の調査研究のための費用でないと認められない。

j 整理番号 832 のうち 9000 円は、上記 b ないし i と同一議員が、同年 8 月 5 日から 7 日にかけて、出雲科学館、安野光雅美術館及び夢のみずうみ村デイサービスを視察するため、島根県出雲市、津和野町及び山口市を訪問した際の宿泊代として、うち 4000 円は、同視察における飲食代として、整理番号 833 は、同視察における宿泊費として報告されている（甲 A イ 17）が、報告書（乙 A イ 10）には、津和野に関して「街づくりについて考えさせられる」などの記載があるものの、観光したことに伴う一般的感想の域を出るものではなく、同視察の目的が市政の調査研究にあるとは認められない。したがって、市政との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

k 整理番号 834 及び 835 は、同 b ないし j と同一議員が、同年 10 月 8 日から 10 日にかけて、高知市の横山隆一まんが館、香南市の龍馬歴史館及び中岡慎太郎館並びに馬路村の農協村おこしについて視察した際の宿泊費として報告されている（甲 A イ 18、同 19）が、報告書（乙 A イ 11）には、上記各施設を観覧した感想が記載され、パンフレット等が添付されているにすぎず、調査嘱託の結果（乙 A イ 40）によっても、上記各館の職員等に意見聴取をするなどの調査研究活動を行っていたとは認められないから、同視察が市政の調査研究を目的としたものであったと認めるることはできない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用

でないと認められる。

- l 整理番号 961 及び 962 は、同 b ないし k と同一議員が、同月 14 日から 16 日にかけて、彦根城博物館、彦根市本町通り街づくり、長浜ドーム、サンドーム福井、ラムサール条約及びグンゼ博物苑について視察するために、彦根市、長浜市、越前市、若狭町及び京都府綾部市を訪問した際の宿泊費として報告されている（甲 A イ 20）が、報告書（乙 A イ 13）には、上記各施設を観覧した感想が記載され、パンフレット等が添付されているにすぎず、調査嘱託の結果によっても、同視察が市政の調査研究を目的としたものであったと認めることはできない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。
- m 整理番号 963 は、同 b ないし l と同一議員が、同月 21 日から 22 日にかけて、虹の森公園及び牧野植物園について、愛媛県松野市及び高知市を視察した際の宿泊費として報告されている（甲 A イ 22）が、報告書（乙 A イ 14）には、上記各施設を観覧した感想が記載され、パンフレット等が添付されているにすぎないから、同視察が市政の調査研究を目的としたものであったと認めることはできない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。
- n 整理番号 964 は、同 b ないし m と同一議員が、同月 23 日から 24 日にかけて、公共施設予約システム及び大浜工房について、那覇市及び石垣市を視察した際の航空費及び宿泊費として報告されている（甲 A イ 23）ところ、報告書（乙 A イ 15）には、大浜工房については説明と写真及び同施設事務職員の名刺が添付されているものの視察の目的が明らかでないから、市政の調査研究を目的としたものとは認められず、市政の調査研究と関連性がないといえる。また、公共施

設予約システムについては、那覇市企画財務部情報政策課の職員の名刺及び同システムのパンフレットが添付されているものの、報告内容は同システムと使用者登録方法の簡略な説明にすぎないから、現地での視察を要するほどの内容であるとは認められず、調査旅費としての必要性及び合理性を欠く。したがって、いずれの費用も、市政の調査研究活動のための費用でないと認められる。

o 整理番号 965 は、同 b ないし n と同一議員が、同年 11 月 4 日から 5 日にかけて、街づくりについて、京都府与謝野町及び兵庫県篠山市を視察した際の宿泊費として報告されている（甲 A イ 24）が、報告書（乙 A イ 16）には、いずれの施設についても施設の説明が記載され、パンフレット等が添付されているにすぎず、同視察の具体的な目的は明らかでないから、市政の調査研究を目的とするものとは認められない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

p 整理番号 966 は、同 b ないし o と同一議員が、同月 19 日に東京都で開催された、全国労働保険適用促進大会に参加するための航空券代であり、整理番号 967 は、同大会に参加するための乗車券類であると認められ、同大会は全国労働保険事務組合連合会が主催し、厚生労働省が後援した、「働く人のための元気な自分の作り方」などの講演を含むものであり（甲 A イ 26、乙 A イ 17），岡山市の労働問題に関する調査研究として市政の調査研究との関連性を有しないとまではいえない。また、東京都への出張のための航空代が調査旅費としての必要性及び合理性を欠いているとは認められず、当該整理番号に係る費用が市政の調査研究のための費用でないと認められない。

q 整理番号 1100 は、同年 12 月 22 日、レジ袋削減協定について大阪市を視察した際の JR 券代として報告されている（甲 A イ 27）

ところ、原告は、領収書が添付されていないため費用として認められないとする。「領収書等添付用紙」には、同日付け株式会社農協観光発行の「ご旅行先」を「大阪」、「種別」を「JR券」、「金額」を「1万0700円」とする「計算書」が添付されている（甲Aイ27）が、領収書を徴することができなかった理由は不明であり（甲Aイ27-3），報告書（乙Aイ18）からは大阪での活動内容が明らかでない。したがって、実際に大阪市を視察したとは認められず、他にこれを覆すに足りる証拠はないから、上記整理番号に係る費用は市政の調査研究のための費用でないと認められる。

r 整理番号1101及び1102は、同bないし pと同一議員が、同年11月30日から12月2日にかけて、葛城市相撲館、新町どおり町並み保存及び海南市民病院を視察するために、奈良県葛城市、五條市及び和歌山県海南市を訪問した際の宿泊費として報告されている（甲Aイ29）が、報告書（乙Aイ19）には、いずれの施設についても施設の説明が記載され、パンフレット等が添付されているにすぎず、調査嘱託の結果（乙Aイ41）によっても、海南市民病院に赴いてはいるが、職員に意見を聴取するなどの調査研究活動を行っていたとは認められない上、宿泊費が同月1日分しか添付されていないことも不自然かつ不合理である。したがって、上記費用は、市政の調査研究を目的とするものとは認められず、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

s 整理番号1258は、同bないし p, rと同一議員が、平成22年1月18日、築地場外市場を視察するために東京都を訪問した際の乗車券代として報告されている（甲Aイ30）が、報告書（乙Aイ20）には、上記各施設を観覧した感想が記載され、パンフレット等が添付されているにすぎないから、同視察が市政の調査研究を目的としたも

のであったと認めることはできない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

t 整理番号 1479 は、同 b ないし p, r 及び s と同一議員が、同年 3月 25 日、減税自治体構想について東京都杉並区を視察した際の旅客運賃料金として報告されている（甲 A イ 31）が、報告書（乙 A イ 21）には簡略な説明が記載され、広報紙等が添付されているにすぎず、具体的にどのような視察を行ったのか明らかでないから、市政の調査研究を目的としたものであったとは認められない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(イ) タクシーデ（交通費）

原告は、夜の街ゾーンに午後 5 時以降に降車したか、夜の街ゾーンで午後 7 時以降に乗車した場合のタクシーデについて、夜の街ゾーンは飲食店が集中し、午後 5 時以降に市議会議員が訪問すべき施設がない地域であるから、市政の調査研究のための費用でないと主張するが、タクシーの乗降場所や時間が重要な判断資料であるとしても、上記のような地域の特性から直ちに市政の調査研究活動を目的としたものでないと認めることは相当でない。したがって、原告の上記主張は採用できない。

a 整理番号 7 ないし 12, 14 ないし 16, 133, 134, 136, 542 ないし 544, 659, 660, 837 ないし 840, 969, 1260, 1369 ないし 1374, 1481 ないし 1488 に係るタクシーデは、いずれもその報告の内容からタクシーの使用目的が市政の調査研究との関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない（甲 A イ 3）。

4ないし39, 同40ないし43, 同45, 同55, 同57, 同58, 同46, 同48, 同54, 同60ないし63, 同65, 同68, 同70ないし75, 同77ないし84))。

b タクシーを使用した目的が不明のもの（整理番号135（甲Aイ47）），使用目的を「現地調査」（整理番号373（甲Aイ52）），と報告するものは，いずれもその報告内容から市政の調査研究を目的とするものであるとは認められず，市政の調査研究との関連性がないといえ，市政の調査研究のための費用でないと認められる。

c 整理番号13は，タクシーの使用目的を「市民相談」と報告するが，平成21年4月12日午前零時56分にプラザホテルから乗車したものであり（甲Aイ40），ホテルにおいて深夜に及ぶまで市民から相談を受けるというのは甚だ不自然かつ不合理であるから，上記タクシ一代は市民相談を目的とするものでないと認められる。したがって，市政の調査研究との関連性がないといえ，市政の調査研究のための費用でないと認められる。

整理番号137は，同年5月13日午後10時57分（甲Aイ49）の乗車に係るものであるが，目的を「交通安全に対する勉強会」としており，上記時刻は勉強会の時刻として合理的でないとまでは認ることはできないから，市政の調査研究との関連性を有しないとまでいふことはできず，市政の調査研究のための費用でないと認められない。

d 整理番号6のうち，「目的等」を「遊技組合総会」とし，領収書の宛名を「土肥」と報告する同年3月25日付けの890円のもの及び「目的等」を「銃剣道総会」とし，領収書の宛名を「土肥」と報告する同月29日付けの720円のもの（甲Aイ33-2）は，いずれもその報告から市政の調査研究を目的とするものとは認められず，市政

の調査研究と関連性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

その余は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない（同上）。

e 整理番号 132 のうち、「目的等」を「矢掛本陣調査」とし、領収書の宛名を「柴田」と報告する同年4月20日付けの5410円のもの（甲Aイ44-2）は、その報告から市政の調査研究を目的としたものであるとは認められず、市政の調査研究と関連性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

その余は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない（同上）。

原告は、「鳥取市へ3都市交流へ出席」と報告されているものについて、対応する旅費や資料がないため支出が許されないと主張するが、それによって当該交流会がなかったとまで認めるることはできず、原告の上記主張は採用できない。

f 整理番号 249 のうち、「目的等」を「勉強会」とし、領収書の宛名を「藤原」と報告する同月27日付けの2290円のもの、「目的等」を「異業種合同懇談会」とし、領収書の宛名を「土肥」と報告する同年5月29日付けの1440円のもの及び810円のもの、「手話サークル出席」とし、領収書の宛名を「土肥」と報告する同月31日付けの1200円のもの（甲Aイ50-2）は、その報告から市政の調査研究を目的としたものであるとは認められず、市政の調査研究

と関連性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

その余は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（同上）。

g 整理番号372のうち、「目的等」を「意見交換会」とし、領収書の宛名を「松島」と報告する同年6月23日付けの800円のもの、「戦没者追悼式」とし、領収書の宛名を「松島」と報告する同月29日付けの720円のもの（甲Aイ51-2）は、その報告から市政の調査研究を目的としたものであるとは認められず、市政の調査研究と関連性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

「目的等」を「香川県歴史郷土家案内」と報告する同月14日付けのものは、吉備路の観光対策を行うために支出されたタクシ一代であると報告されており（乙Aイ29），タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであるといえ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

その余は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Aイ51-2）。また、目的等を「福渡高校跡地の現状を聞く」として同年7月17日に会派から支出されたタクシ一代であると報告されているものは、「場所」を「県庁」と報告しており（同上），高校跡地の使用状況を

県に確認することは市政の調査研究を目的とするものといえ、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められる。さらに、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとはいえない。

h 整理番号 541 のうち、「目的等」を「現地調査」とし、領収書の宛名を「藤原」と報告する同月 19 日付けの 890 円のもの、「勉強会」とし、領収書の宛名を「藤原」と報告する同月 15 日付けの 1680 円のもの、「意見交換会」とし、領収書の宛名を「松島」と報告する同月 17 日付けの 560 円のもの及び同月 22 日付けの 1520 円のもの（甲 A イ 53-2）は、その報告から市政の調査研究を目的としたものであるとは認められず、市政の調査研究と関連性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

その余は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない（同上）。

i 整理番号 658 のうち、「目的等」を「意見交換会」とし、領収書の宛名を「松島」と報告する同年 8 月 11 日付けの 800 円のもの、同月 25 日付けの 970 円のもの及び同月 26 日付けの 400 円のものは、その報告から市政の調査研究を目的としたものであるとは認められず、市政の調査研究と関連性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

その余は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政

の調査研究のための費用でないとは認められない（同上）。

j 整理番号 836 のうち、「目的等」を「意見交換会」とし、領収書の宛名を「松島」と報告する同年9月9日付けの930円のもの及び「勉強会」とし、領収書の宛名を「藤原」と報告する同月14日付けの2320円のもの（甲Aイ59-2）は、その報告から市政の調査研究を目的としたものであるとは認められず、市政の調査研究と関連性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

その余は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（同上）。

k 整理番号 968 のうち、「目的等」を「勉強会」とし、領収書の宛名を「松島」と報告する同月21日付けの570円のもの及び880円のもの（甲Aイ64-2）は、その報告から市政の調査研究を目的としたものであるとは認められず、市政の調査研究と関連性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

その余は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（同上）。

l 整理番号 1103 は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Aイ66-2）。

m 整理番号 1259 のうち、「目的等」を「自転車連合意見交換」とし、領収書の宛名を「伏見」と報告する同月 8 日付けの 1840 円のもの及び 1730 円のもの並びに「現場視察」とし、領収書の宛名を「藤原」と報告する同月 17 日付けの 1890 円のもの（甲 A イ 67-2）は、その報告から市政の調査研究を目的としたものであるとは認められず、市政の調査研究と関連性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

その余は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない（同上）。

n 整理番号 1368 は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない（甲 A イ 69-2）。

o 整理番号 1480 は、いずれもその報告内容から、タクシーの使用が市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない（甲 A イ 76-2）。

(ウ) 自動車燃料代（交通費）

自家用車に対する燃料代は原則として 50 パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許されることについては、当事者間に争いがない。

a 整理番号 29, 139, 848 は、それぞれ別紙 2 「会派支払日」

記載の費に支出された自動車燃料代であり、会派支払額はその2分の1であると報告されており（甲Aイ86、同90、同111），専ら市政の調査研究活動以外の目的で使われたとは認められないから、いずれも50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

- b 整理番号138は、上記イア)cに係る福井県小浜市及び京都府舞鶴市視察の際に要した燃料代として報告されている（甲Aイ89）ところ、同視察に係る費用が市政の調査研究のための費用でないと認められることは上記のとおりである。
- c 同一の議員について、以下の給油の事実が認められ、会派支払額はそれぞれその2分の1であると認められる。

整理番号	給油年月日	給油量
① 693	同年8月25日	約54リットル（甲Aイ103）
② 694	同年8月25日	約15リットル（甲Aイ104）
③ 695	同年9月1日	約30リットル（甲Aイ105）
④ 696	同年9月2日	約21リットル（甲Aイ106）
⑤ 699	同年9月14日	約20リットル（甲Aイ109）
⑥ 700	同年9月15日	約23リットル（甲Aイ110）

上記給油のうち、原告は、②は①と同日の2回目給油であるとして、④及び⑥はそれぞれ③及び⑤と連日の大量給油であるとして、政務調査費として支出することは許されないと主張するところ、被告は、②は自車を整備修理に出すため代車として使用した車両に給油したものであり、⑤も同目的の代車への給油であって、⑥は整備修理から返却された自車への給油であると主張する。

いずれの給油も走行距離によっては不自然に多量であるとはいえる、上記主張に照らしても、上記ガソリン代が専ら市政の調査研究活

動以外の目的で使用されたとは認められない。したがって、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

d 整理番号1380に係る約13リットルの給油は、同126.6に係る給油と同一日に同一の議員が給油したものであり、会派支払額はその2分の1であると報告されているが、両給油の間は2時間半程度時間を空けて行われており（甲Aイ124、同128），給油量が不自然に多量であるともいえない。被告は、安価な給油所において追加で給油したと主張しているところ、専ら市政の調査研究活動以外の目的で使用されたと認めるることはできないから、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(エ) 有料道路通行料（交通費）

a 整理番号169は、上記イ(ア)cに係る福井県小浜市・京都府舞鶴市視察の際に要したとして（甲Aイ134），400は、同fに係る鳥取県米子市及び島根県松江市視察の際に要したとして（甲Aイ135），401及び402は、同gに係る大分県臼杵市他視察の際に要したとして（甲Aイ136、137），403は、同hに係る愛媛県西予市視察の際に要したとして（甲Aイ138），860は同jに係る島根県出雲市他視察の際に要したとして（甲Aイ140），861は同kに係る高知市他視察の際に要したとして（甲Aイ141），987及び988は同lに係る彦根市他視察の際に要したとして（甲Aイ143、同144），989は同mに係る愛媛県松野市・高知市視察の際に要したとして（甲Aイ145），990は同oに係る京都府与謝野町・兵庫県篠山市視察の際に要したとして（甲Aイ146），1118は同rに係る奈良県葛城市他視察の際に要したとして（甲Aイ147），それぞれ報告されているところ、同視察に係る費用につ

いて、市政の調査研究のための費用でないと認められることは上記のとおりである。

- b 整理番号 706 は、同年 9 月 22 日の姫路市兵庫県立歴史博物館視察の際に要したとして報告されているが（甲 A イ 139），報告書（乙 A イ 12）には、上記施設を観覧した感想が記載され、パンフレット等が添付されているにすぎないから、同視察は、市政の調査研究を目的としていたと認めることはできない。したがって、市政の調査研究と関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。
- c 整理番号 862 は、同月 25 日の「老人ホーム若松園 市民相談」のための有料道路通行料として報告されている（甲 A イ 142）ところ、老人ホームにおける市民相談のための有料道路の使用は、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、有料道路の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。
- d 整理番号 1516 は、平成 22 年 3 月 14 日の議員との意見交換を含めた勉強、調査のための有料道路通行料として報告されている（甲 A イ 148，乙 A イ 26）ところ、調査の対象が不明であり、市政の調査研究を目的とするものであるとは認められない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(オ) 駐車料（交通費）

- a 駐車場の使用目的を「シンフォニーア会合出席」（整理番号 40（甲 A イ 150）），「駅前 政令市カウントダウン」（整理番号 42（甲 A イ 152，乙 A イ 27））と報告するものは、いずれもその報告内容から市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないか

ら、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

- b 駐車場の使用目的を「姫路市兵庫県立歴史博物館視察」（整理番号 707（甲Aイ169））と報告するものについては、上記イ(エ)bに係る視察のための費用であると認められるところ、同視察に係る費用が市政の調査研究のための費用でないと認められることは上記のとおりである。
- c 整理番号273は、駐車場の使用目的を「岡山駅西口工事視察後市民相談（市民宅）」とし、出庫日時が平成21年6月18日午後10時07分の駐車料であると報告されている（甲Aイ157）ところ、市民相談を受ける時刻として合理的でないとまではいえないから、市政の調査研究との関連性を有するものであると認められ、そのための駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。
- d 整理番号1395は、平成22年2月24日に支出された「駅前三好野会合出席 東郵便局長会36回総会」を目的とする駐車料であると報告されており（甲Aイ186），同会においては、東郵便局長と郵政事業の現状課題について意見交換をしたことが認められ（乙Aイ28），同会への参加が市政との関連性がないとまでは認められず、そのための駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。
- e その余の、整理番号41，43，170ないし172，274ないし277，404ないし409，581，708ないし714，863ないし867，991ないし993，1394，1517，1518に係る駐車料は、いずれもその報告内容から、市政の調査研究と関

連性を有するものであると認められ、駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Aイ151，同153ないし156，同158ないし168，同170ないし185，同187，同188）。

(カ) 施設入場料

整理番号173は、上記イ(ア)cに係る福井県小浜市・京都府舞鶴市視察の際の赤れんが博物館及び舞鶴引揚記念館の入館料として（甲Aイ190），410は、同fに係る鳥取県米子市及び島根県松江市視察の際の島根県立美術館の入館料として（甲Aイ191），411及び412はそれぞれ、同gに係る大分県臼杵市他視察の際の大分市美術館及び駄菓子屋の夢博物館・昭和の夢町三丁目館の入館料として（甲Aイ192，193），868は同jに係る島根県出雲市他視察の際の安野光雅美術館の入館料として（甲Aイ194），869及び870はそれぞれ、同kに係る高知市他視察の際の龍馬歴史館及び中岡慎太郎館の入館料として（甲Aイ195，同196），994ないし996はそれぞれ、同lに係る彦根市他視察の際のレインボーラインの道路料、彦根城博物館及びグンゼ博物苑の入館料として（甲Aイ197，同198，同199），997は同mに係る愛媛県松野市・高知市視察の際のおさかな館の入館料として（甲Aイ200），998及び999はそれぞれ、同oに係る京都府与謝野町・兵庫県篠山市視察の際の旧尾藤家住宅の入館料及び4館共通入場券代として（甲Aイ201，同202）報告されているところ、上記各視察に係る費用について、市政の調査研究のための費用でないと認められることは、上記のとおりである。

ウ 資料作成費

(ア) 備品購入費

整理番号 44, 413, 415, 715, 716, 764, 1000, 1119, 1283, 1284, 1519ないし1528に係る費用は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたメモリースティック、コピー用紙、インクカートリッジ及びパソコンソフト等の文具、事務用品等の購入費であると報告されている（甲Aウ2ないし21）。事務用品等は、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各事務用品等は、議員が議員事務所等で使用するもの又は使用場所が明らかでないものであるから、市政の調査研究活動以外にも使用されていると認められる。したがって、上記整理番号に係る費用は、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

原告は、整理番号1528に係る費用のうち、はがき、ラミネートフィルム、画鋲、布テープ、手提袋に係る費用は、市政の調査研究目的以外に使用されたものであるから政務調査費としての支出が許されないと主張するが、そのように認めるべき証拠はなく、いずれも他の文具や事務用品の費用と区別すべき合理的な理由はないから、同整理番号に係る費用は、全額について、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(イ) 事務機器の購入費

整理番号417, 1002, 1285は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたパソコン関連用品及びデジタルカメラ等の事務機器の購入費であると認められる（甲Aウ32, 同33, 同36）が、事務機器は、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各事務機器は、いずれも使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されていると認められる。したがって、原告の主張のとおり、上記整理番号に係る費用は50

パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

整理番号 1531 は、平成22年3月31日に支出されたパソコンの購入費であると報告されており、当該費用は、DOS/Vパソコン、24インチ液晶モニター及びパソコンソフトの購入費並びに設置設定費であり、会派支払額はその2分の1であると認められる（甲Aウ34）。原告は、同議員が平成20年度もノートパソコンを購入していることから、市政の調査研究のための費用でないと主張し、被告は、平成20年度はモバイル型のパソコンで、今年度は、以前より使用していたものが壊れたため購入したものであると主張する。上記パソコンはノート型のものではないが、前年に続くパソコンの購入であること、以前のパソコンが壊れたことを裏付ける証拠はないこと及び上記パソコンが通常の形式のパソコンではないことからすれば、ことさらに上記パソコンを購入する必要性はないといえ、さらに、上記費用に係る明細書の作成日が同年2月25日であり、領収書の発行日はそれから1月以上経過した同年3月27日であること及び平成21年度の終了直前の購入であることからすれば、上記パソコンの購入は市政の調査研究を目的としたものでないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

整理番号 1396 の 11万1000円は、タイプ名「CANON EOS 5D DIGITAL」というカメラの購入費であり、会派支払額はその2分の1であると報告されている（甲Aウ37）ところ、カメラは、市政の調査研究活動の結果を記録するのに用いられ得るため、市政の調査研究を目的として使用されていないと認めることはできない。しかし、11万1000円は、調査の結果を記録することを目的としたカメラの代金としては不適切に高額であり、資料作成費としての必要性ないし合理性がないといえる。したがって、市政の調査研究のための費用

でないと認められる。

(ウ) 写真現像代等

整理番号 4 6 (都市緑化フェア会場写真), 4 1 6 (デジタルミュージアム展示資料), 7 1 7 (デジタルミュージアム写真), 7 1 8 (道路調査写真), 1 0 0 1 (道路調査写真代) は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された各括弧内の写真現像代として報告されている (甲 A ウ 2 3 ないし 2 7) ところ、括弧内の目的以外の写真の現像も行われたと認めるに足りる証拠はないから、市政の調査研究との関連性を有しないとまでいってはできず、資料作成費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(エ) 印刷代

整理番号 7 1 9 は調査資料作成代 (甲 A ウ 2 9), 整理番号 1 5 2 9 は議会質問用パネル代 (甲 A ウ 3 0) と報告されているところ、整理番号 7 1 9 はコピーした資料の内容、目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外の目的にも使用されたと認められるから、上記整理番号に係る費用は 50 パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許されるとするのが相当である。

整理番号 1 5 2 9 の議会質問用パネルは、市政について議会で効果的に質問するためには必要なものであるといえ、市政の調査研究と関連性を有しないとまでいってはできず、資料作成費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

エ 資料購入費

(ア) 整理番号 4 7 ないし 5 1, 5 3 ないし 5 8, 1 7 5 ないし 1 8 5, 2 7 9 ないし 2 8 9, 4 1 8 ないし 4 4 2, 5 8 5 ないし 6 0 0, 7 2 0

ないし729, 871ないし873, 875ないし889, 1007ないし1023, 1120ないし1128, 1131ないし1141, 1286ないし1297, 1397ないし1406, 1532ないし1567は、いずれも平成21年度内に支出された新聞代である（甲Aエ2ないし6, 同8ないし13, 同15ないし90, 同92ないし132, 同135ないし203）ところ、新聞は、日々変化する政治・経済情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段である。したがって、新聞購読は、情勢や世論を市政に反映させるのに有益であり、会派控室のみならず、その他の事務所や自宅において新聞を購読することも、会派の行う調査研究活動に關係するものである。

よって、新聞代に係る費用については、その場所如何を問わず、資料購入費として必要性及び合理性を欠いているとまでいえず、資料購入費として支出することができる。

なお、議員の個人事務所や自宅においては、新聞が調査研究活動以外にも使用されていると推認されるが、市政の調査研究のためには新聞代全額の支出を要する以上、その全額について、政務調査費として支出することが許される。

(イ) 整理番号52及び174は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された「国会タイムズ」の購読料であると報告されている（甲Aエ7, 14）ところ、原告は業界紙であるから政務調査費として認められないと主張するが、同紙は、国政の動向や社会問題等、国政に関する情報を掲載した新聞様のものであることが認められ（乙Aエ1），上記エ(ア)の新聞代と同様に扱うのが相当である。

(ウ) 整理番号874, 1129及び1130は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された株式会社県民ガイド新聞社（以下「県

民ガイド新聞社」という。)が発行する県民ガイドの購読料であると報告されている(甲Aエ91, 同133及び同134)ところ、原告は業界紙であるから政務調査費として支出することは許されないと主張するが、同ガイドは岡山県内の社会的もしくは政治的な情報を記載した新聞様のものであることが認められ(乙Aエ3, 同4), 上記エ(ア)の新聞代と同様に扱うのが相当である。

(エ) 整理番号291及び443は市民相談を聞きに行くために使う地図(甲Aエ205, 同206), 1298はデジタウン岡山市全域版(甲Aエ211), 1569は岡山市内の地図の購入費であり(甲Aエ213), それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。原告は、住宅地図は選挙目的のために購入されたと主張するが、そのことを認めるに足りる証拠はなく、その他市政の調査研究以外の目的で使用されたとの証拠もなく、資料購入費として必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用ではないとは認められない。

(オ) 整理番号444は、上記イ(ア)fに係る鳥取県米子市及び島根県松江市視察の際の視察先の地図費用として報告されている(甲Aエ207)が、同視察に係る費用について、市政の調査研究のための費用でないと認められることは、上記のとおりである。

(カ) 整理番号446の否認額1631円は「議員のための式辞・あいさつ例文集」の購入費(甲Aエ208-2), 1026は「スピーチの仕方最大効果をあげる60のコツ」の購入費(甲Aエ209-1), 1029の否認額1900円は「新・遊就館図録」の購入費(甲Aエ210, 乙Aエ2)であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されているところ、上記各書籍は、その表題及び内容から市政の調査研究との関連性がないと認められるから、市政の調査研究の

ための費用でないと認められる。

- (キ) 整理番号 1568 及び 1570 は「月刊 日本の息吹」の購読料 1 万円であると報告されている（甲 Aエ 212, 同 214）ところ、会派支払額はいずれも 5000 円である。原告は、ネット検索では会員登録をして年会費 1 万円を支払わなくとも、同誌は 3800 円で購読できると主張する。仮にそうであるとしても、会員購読について必要がないともいえず、会派支払額が 5000 円であることに照らすと、会員購読を選択したことが直ちに合理性がないとはいえる、市政の調査研究のための費用でないと認められない。
- (ク) 整理番号 1572 の否認額 475 円、1573 の否認額 155 円、1574 の否認額 300 円、1575 の否認額 425 円、1576 の否認額 265 円、1577 の否認額 300 円、1578 の否認額 290 円、1579 の否認額 305 円、1580 の否認額 290 円、1581 の否認額 300 円、1582 の否認額 290 円、1583 の否認額 290 円は「週刊新潮」の購入費であり、それぞれ別紙 2 の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている（甲 Aエ 216 ないし 227）。整理番号 1572 ないし 1583 に係る費用は、いずれも雑誌代として報告されているところ、会派支払額は、いずれもその 2 分の 1 である。原告はそのうち、週刊誌（週刊新潮）について購読の必要がない旨主張するが、週刊誌による情報収集と市政の調査研究との間に関連性がないとはいえる、会派支払額が上記のとおりであることに照らせば、調査研究の必要性及び合理性を欠いているとはいえないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

才 広報費

原告は、市政報告等には市政の調査研究活動部分とそれ以外の部分とが混在しているので、原則として 50 パーセントで按分した限度で支出が許

されると主張するが、市政報告等が一般にそのような性質のものであるとは認められない。

(ア) 広報紙、市政報告書（以下「広報紙等」という。）の印刷費等

a 整理番号 59, 60, 448ないし450, 603, 732, 891, 892, 1144, 1300, 1584ないし1592は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された広報紙等の印刷費であると報告されている（甲A才2ないし21, 乙A才2ないし9）。上記各広報紙等は、市政に関する情報以外の情報を記載した部分も認められるものの、全体として、市政報告のため、地域の情報や各議員の議会における活動等を記載した印刷物であり、市政の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策についての住民への報告又はPRを目的（以下「広報目的」という。）としたもので、それ以外を目的としたものとは認められず、要した費用が広報費として必要性及び合理性を欠くとは認められない。したがって、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

b 整理番号 188, 1593ないし1595は、いずれも別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された広報紙等に係る封筒代であると報告されており（甲A才22ないし26, 乙A才10），広報目的の印刷物を配布するための費用であると認められるところ、これが広報費として必要性及び合理性を欠くとは認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 会場費等

市政報告会とは、広報目的のために開催されるものであり、市政報告会に係る費用は、特段の事情がない限りその全額が上記報告のために必要な費用であると認められる。

a 整理番号 64, 189, 190, 451, 453, 454, 604,

1407は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された市政報告会の会場費であると報告されており（甲Aオ31ないし33、同35、同37、同38、同41、同51、乙Aオ11），飲食を目的としたものであるとか、会場費として不相當に高額であって必要性及び合理性を欠くとは認められず、市政の調査研究のための費用でないと特段の事情は認められない。

b 整理番号61、452、455、1145は、いずれも三好野本店での市政報告会等の会場費として報告されている（甲Aオ28、同36、同39、同48）が、同店への調査嘱託の結果によれば、61はパーティー料理の供された「片山虎之助先生と伏見源十郎先生を囲むお花見会」であって、多量の酒類が提供されており、452は屋上ビヤガーデンにおける岡山青年会議所の例会であり、455は名目が不明なものの屋上ビヤガーデンでのバイキングや飲み放題の代金の一部であり、1145の会場の「用途」は集団お見合いパーティであり、いずれも、酒宴等を目的とした会合で、広報目的で開催されたものではないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。しかし、整理番号61及び1145に係るものについては、原告は50パーセントで按分した分について法律上の原因がない旨主張するにとどまるから、その限度で市政の調査研究のための費用でないと認められる。

c 整理番号456は、メルパルク岡山での市政報告会の会場費として報告されている（甲Aオ40）が、同所に対する調査嘱託の結果によれば、同会合は「伏見源十郎後援会」が主催した「岡山市議会副議長就任を祝う会」であって、宴会料理等が提供されているから、同会合は、酒宴等を目的とした会合であり、広報目的で開催されたものではないと認められる。したがって、市政の調査研究活動のための費用で

ないと認められる。

d 整理番号893は、平成21年9月10日に実施された岡山プラザホテルでの市政報告の会場費であり、14人分（1人500円）の費用であると報告されている（甲Aオ42）ところ、同会が飲食を伴うものであったことは当事者間に争いがない。原告は、ネット検索の結果、同ホテルには700円相当で使用できる会場がなく、専らレストラン使用を目的とした会であったと推定すべきであると主張するが、レストランで上記会が開かれたと認めるに足りる証拠はないことからすると、同会が広報目的で開催されたものではないとまで認めることはできず、市政の調査研究との関連性を有しないとまでいふことはできない。また、上記金額のうち食事代が占める割合が不相當に高いとはいえないから、市政の調査研究活動のための費用でないとの特段の事情は認められない。

e 整理番号895は、岡山シティホテル桑田町での市政報告会の会場費であり、20人が参加し、費用の2分の1を主催者が負担したと報告されている（甲Aオ44、乙Aイ29、乙Aオ1）ところ、同所への調査嘱託の結果によれば、上記整理番号に係る費用の内訳は、カラオケ室料、ディナー及びフリードリンクであるから、食事及びカラオケを主目的とした会合であって、広報目的で開催されたものではないと認められる。したがって、市政の調査研究活動のための費用でないと認められる。

f 整理番号1030は、三好野本店における市政報告会の会場費であると報告されている（甲Aオ45）ところ、調査嘱託の結果によれば、同会は、「2010年執行委員会スタッフセミナー」であって、その際の「計算書」には、「幕の内」と「コーヒー」の費用しか記載されていないから、すべて飲食のための費用であると認められる。そうす

ると、市政報告会の会場費としての性質を有するとはいはず、市政の調査研究のための費用でないと認められる特段の事情があるといえる。

g 整理番号1302は、アークホテルにおける市政報告会に係る会場費として報告され、会派支払額はその2分の1である（甲Aオ50）ところ、同所に対する調査嘱託の結果によれば、同会合は「後援会忘年会」であり、酒類飲み放題でパーティ料理が提供されていることから、広報目的で開催されたものではないと認められる。したがって、市政の調査研究と関連性を有するとは認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められるが、原告は50パーセントで按分した分について法律上の原因がない旨主張するにとどまるから、その限度で市政の調査研究のための費用でないと認められる。

h 整理番号62は軽食喫茶カプシを（甲Aオ29）、191及び1301は割烹美作を（甲Aオ34、同49）、894は成田屋津島店を（甲Aオ43）、1031は居酒屋ちょっと藏を（甲Aオ46）、1596は苦田温泉泉水を（甲Aオ52）それぞれ市政報告の会場とした費用として報告されているが、いずれも飲食を主目的とした場所であり、そのような場所で市政報告がされたとの上記報告はたやすく信用できず、証拠（乙Aオ16）は、この認定を左右しない。したがって、広報目的の費用であるとは認められず、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

i 整理番号1032は、意見交換会の会場費等として報告されているところ、その実質は明治大学校友会岡山地方支部の会費であると認められるから（甲Aオ47）、広報目的の費用であるとは認められず、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

j 整理番号63については平成21年4月30日に支出された市政報

告会の費用であると報告され、会派支払額はその2分の1である（甲Aオ30）ところ、原告は、同会は懇親会を伴うと主張するが、そのように認められる証拠はないから、市政報告会のための費用であり、広報目的の費用であると認められる。しかし、同報告によれば、会場費は15万円であり、調査嘱託の結果によつても、17万3250円のうち2万3250円については使用目的が明らかではない（乙Aイ28）から、上記2万3250円につき市政の調査研究のための費用でないというべき特段の事情があると認められる。

(ウ) 送料等

整理番号69ないし76は、平成21年4月1日から同月10日にかけて受取人払として支払われた市政報告会出欠返信の費用であり（甲Aオ68ないし75、乙Aオ12），同月13日に開催された整理番号63の市政報告会に係る費用であると認められる（甲Aオ30）。原告は、同会は懇親会を伴うから、同会の出欠返信用の郵送料の政務調査費として支出することは許されないと主張するが、同会合自体が市政報告会であると認められるのは上記オ(イ)jのとおりであるから、そのための出欠返信の費用も広報目的のものであり、広報費としての必要性及び合理性がないとは認められず、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

整理番号77, 78, 295, 458, 459, 734ないし737, 896, 1035, 1036, 1148ないし1152, 1154ないし1166, 1408ないし1411, 1597ないし1615は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された市政や議会活動等の報告もしくは市政報告案内、市政報告会の出欠返信を目的としたはがき代、切手代、郵便代もしくは新聞折込料であると報告されており（甲Aオ76ないし92、同94ないし129、乙Aオ12ないし15），

広報目的の支出であるといえ、広報費としての必要性及び合理性がないとは認められないから、市政の調査研究のための費用であると認められる。原告は、市政報告を目的としたはがきの購入について、紙面の大きさから市政報告に向きであるとして、市政報告が目的の購入ではないと主張するが、紙面の大きさのみをもって市政報告のためではないとは認められない。

また、原告は、整理番号 77, 295, 1036, 1148, 1149, 1151, 1152, 1160ないし1165, 1608ないし1610に係る費用について、添付された市政報告案内等の資料がないとして広報目的の費用ではないと主張するが、上記整理番号に係る費用が市政報告等以外に用いられたことを示す証拠はなく、原告の上記主張は採用できない。

整理番号 1153は、市政報告会案内送付用の切手代として報告されているが、購入した切手は、「少年漫画50周年1・マガジン」及び「少年漫画50周年1・サンデー」の記念切手であると認められ（甲A才93），一般的の切手ではなく記念切手の購入は、切手の購入自体に目的があるといえ、市政の調査研究と関連性を有しないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(エ) 茶菓子代等

整理番号 79, 193, 194, 296, 460, 738, 897, 898, 1037, 1038, 1167ないし1174, 1304, 1412, 1616ないし1618は、いずれも市政報告会の茶代もしくは茶菓子代であると報告されており（甲A131ないし153），広報目的の費用として市政の調査研究との関連性を有するといえ、さらに、市政報告会を円滑に進める上で茶や茶菓子が不必要とまではいえない上、いずれも不相當に高額であるともいえない。したがって、市政の調

査研究のための費用でないとは認められない。

(オ) タクシ一代（交通費）

整理番号 65ないし68, 192, 294, 457, 733, 103
3, 1034, 1146, 1147, 1303は、いずれも市政報告又
は市民相談に係るタクシ一代としてそれぞれ別紙2の「会派支払日」欄
記載の日に支出されたと報告されており（甲Aオ54ないし66），い
ずれもその報告内容から市政の調査研究との関連性を有するものと認め
られ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも
認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められな
い。

(カ) 駐車料（交通費）

夜の街ゾーンに係る駐車場代について、そのことを理由に市政の調査
研究のための費用でないとは認められないことは、上記イ(イ)のとおりで
ある。

a 整理番号 461, 605, 739, 1039, 1305及び141
3は、いずれもその報告内容から、市政の調査研究と関連性を有する
ものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及
び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用
でないとは認められない（甲A156ないし161）。

b 整理番号 80, 461は、市政報告と市民相談に係る駐車料として
報告されており、80は、出庫日時が平成21年4月14日午前零時
50分であり（甲A155），461は出庫日時が同年7月29日午
後10時29分であると認められる（甲A156）。上記時刻は、い
ずれも、市政報告をし、市民相談を受ける時刻としては不自然ではあ
るが、そのことから直ちに広報目的の費用ではないとは認められず、
タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認め

られないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

カ 広聴費

(ア) 会場費等

整理番号 462 は、三好野本店における市民相談の会場費であると報告されている（甲Aカ2、乙Aイ29）ものの、調査嘱託の結果によれば、上記整理番号に係る費用は、レストランにおける「トンカツティショク」、「ハンバーグステーキ」などの食事代であり、市民相談の会場費であるとの上記報告は信用できないから、会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望や意見を吸収するため（以下「広聴目的」という。）の費用ではないと認められ、市政の調査研究と関連性を有さず、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

整理番号 1619 は、平成22年3月25日に支出された市民相談の会場費であると報告されており（甲Aカ3、乙Aオ16），茶菓子を伴うものの、広聴費として必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

(イ) 送料等

整理番号 1175 ないし 1177 は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された議会個人質問案内用の切手代であると報告されており（甲Aカ5 ないし 7），議会での質問内容等を市民に報告するための費用は、広聴目的の費用であるといえ、市政の調査研究と関連性を有するといえるから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

(ウ) 茶菓子代等

整理番号 81, 82, 297, 298, 463, 606, 609, 610, 899, 900, 1040, 1179, 1306, 1307, 1415, 1621 ないし 1623 は、それぞれ別紙2の「会派支払日」

欄記載の日に支出された市民相談や広聴会等に係る来客への湯茶代であると報告されている（甲Aカ9，同10，同12ないし15，同18，同19，同23ないし25，同27ないし29，同31，同33ないし35）ところ、広聴目的の費用として市政の調査研究との関連性を有するといえ、さらに、市民相談や公聴会を円滑に進める上で茶や茶菓子が必要とまではいえない上、いずれも不相當に高額であるともいえない。したがって、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

一方、整理番号90，607，608，740ないし742，1178，1414，1620に係る費用は、いずれも市民相談等の茶代等として報告されている（甲Aカ11，同16，同17，同20ないし22，同26，同30，同32）が、いずれも喫茶店等、主に飲食を目的とした場所の飲食費の支払であって、市民相談等が目的であるとの報告は信用できず、広聴目的の費用ではないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(エ) タクシ一代（交通費）

整理番号83，84，86ないし89，196ないし198，200，202，272，299ないし305，464ないし476，490，491，611ないし615，743ないし747，901ないし908，1041ないし1050，1180ないし1193，1308ないし1322，1416ないし1424，1624ないし1639，1641，1642及び1477に係るタクシ一代は、いずれもその報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない（甲Aカ37，同38ないし157，乙オ16）。

(オ) 駐車料（交通費）

- a 駐車場の使用目的を「駅前みよしの意見交換会」（整理番号143
3（甲Aカ258）），「3丁目劇場意見交換会」（整理番号143
4（甲Aカ259）），「表町意見交換会」（整理番号1435（甲
Aカ260））と報告するものは、いずれもその報告から広聴目的の
費用であることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がな
いといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。
- b 整理番号93, 211, 619, 620, 910, 911, 916,
1052, 1324, 1328, 1330, 1427, 1428, 1
430, 1647, 1648及び1654に係る駐車料は、駐車場の
使用目的を「市民相談」と報告しており、それぞれの出庫日時は、9
3は平成21年4月8日午後11時29分（甲Aカ161），211
は同年5月18日午後11時32分（甲Aカ175），619は同年
8月20日午前零時零分（甲Aカ203），620は同月20日午後
11時34分（甲Aカ204），910は同年10月2日午後10時
36分（甲Aカ222），911は同月3日午後11時26分（甲A
カ223），916は同月5日午後10時28分（甲Aカ228），
1052は同年11月19日午後11時16分（甲Aカ231），1
324は同年12月22日午後11時31分（甲Aカ242），13
28は平成22年1月12日午後10時16分（甲Aカ246），1
330は同月15日午後11時34分（甲Aカ248），1427は
同月29日午後11時50分（甲Aカ252），1428は同年2月
2日午後10時29分（甲Aカ253），1430は同月10日午後
11時04分（甲Aカ255），1647は同年3月25日午後10
時00分（甲Aカ265），1648は同日午後11時58分（甲A
カ266），1654は同月19日午後11時16分（甲Aカ272）
である。いずれも、市民相談を受ける時間帯としては遅すぎる嫌いは

あるが、そのことから直ちに広報目的の費用ではなかったとまでは認められず、その他、広報目的の駐車でなかつたと認めるに足りる証拠もなく、駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

c その余の整理番号 91, 92, 94ないし 98, 203ないし 210, 306ないし 315, 477ないし 489, 492, 616ないし 618, 621ないし 625, 748ないし 758, 909, 912ないし 915, 917, 1051, 1053, 1194ないし 1201, 1323, 1325ないし 1327, 1329, 1331, 1425, 1426, 1429, 1431, 1432, 1643ないし 1646, 1649ないし 1653, 1655ないし 1657に係る駐車料は、その報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Aカ 159, 同 160ないし 166, 同 167ないし 174, 同 176ないし 199, 同 200ないし 202, 同 205ないし 221, 同 224ないし 227, 同 229, 同 230, 同 232ないし 239, 同 240, 同 241, 同 243ないし 245, 同 247, 同 249ないし 251, 同 254, 同 256, 同 261ないし 264, 同 267ないし 271, 同 273ないし 275）。

キ 人件費

(ア) 整理番号 99, 316, 918, 1658, 212, 317, 493, 626, 759, 919, 1054, 1202, 1332, 1436, 1659及び 1660は、いずれも、会派が雇用する職員に関するものであり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報

告されている。証拠等（甲Aキ2ないし18、弁論の全趣旨）によれば、新風会は、市政の調査研究活動を補助する事務員を雇用し、事業主として社会保険料を負担し、労働保険料を納付したものであると認められ、特段の事情のない限り、これらのうち事業主負担分は、新風会が市政の調査研究活動を行うために支出されたと推認される。しかし、労働保険料（整理番号316）については、上記事務員の負担分を含めてすべて政務調査費として支出しているところ、当該事務員の負担分合計8035円については、新風会に負担義務はないから、政務調査費として支出することが許されない。原告は7495円の限度で差し引くべきであると主張しているから、その限度で市政の調査研究のための費用でないと認められる。その余の上記各整理番号に係る費用は、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 整理番号495及び1661は市政報告送付事務に係るアルバイトのための人件費（甲Aキ20、同22）、整理番号496及び1622は調査事務補助に係るアルバイトのための人件費として（甲Aキ21、同23）、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されており、特段の事情がない限り、会派の行う市政の調査研究活動を補助する者として雇用されたと認められる。したがって、全額につき、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

ク 事務費

(ア) 備品購入費

a 整理番号217、218、505、506、1069、1671に係る費用は、会派控室で使用するコピー用紙等事務用品の購入費（甲Aク7、同8、同23、同24、同48、同80）、324、923、1068、1070、1441、1672は会派控室で使用する筆記具等文具系消耗品の購入費であり（甲Aク14、同35、同47、同

49, 同71, 同81), それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されており, 会派支払額がその2分の1であることが認められる。上記品物の購入は, 同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから, 会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ, 必要性及び合理性がないとはいえないから, 市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

- b 整理番号504は議会質問保存用のビデオテープ代, 924は議会質問保存用のDVD-Rの購入費用として, それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されており, 会派支払額がその2分の1であることが認められる(甲Aク22, 同36)。議会での質疑応答の内容を正確に記録しておくことは, 市政の調査研究に資するものであるから, 会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ, 必要性及び合理性がないとはいえないから, 市政の調査研究のための費用でないとは認められない。
- c 整理番号101, 102, 214ないし216, 319ないし322, 497ないし502, 628ないし632, 762, 763, 765, 921, 922, 1057ないし1062, 1064ないし1067, 1203, 1204, 1206ないし1208, 1211ないし1214, 1333ないし1338, 1437, 1439, 1440, 1664ないし1669は, いずれも, それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された筆記具等文具系消耗品, コピー用紙等の事務用品のための費用として報告されており, 会派支払額がその2分の1であることが認められる(甲Aク2ないし6, 同9ないし12, 同15ないし20, 同25ないし34, 同37ないし46, 同50, 同51, 同53ないし55, 同58ないし70, 同73ないし

78）。上記費用は会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえるが、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各整理番号に係る費用は、いずれも議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

d 整理番号1663は平成22年3月26日に支出した電子辞書用の電池の費用であると報告されており（甲Aク72），市政の調査を円滑に行う上で、言葉の意義や用法を調べることも必要であるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえる。しかし、電子辞書は性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記整理番号に係る費用は、議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

e 整理番号1205は、ホッチキス代として報告されているが、弘栄堂書店の「0007文庫 ￥514」と記載されたレシートが添付されている（甲Aク52）ことから、書店で文庫本を購入した代金であると認められ、購入した文庫本の内容は不明であり、市政の調査研究を目的としたものでないといえるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

f 整理番号1209及び1210のうち、領収証の購入費用に当たるそれぞれ645円（甲Aク56-2）及び258円（甲Aク57-2）並びに手作りチケット8面A4版の購入費用に当たる472円につい

ては、領収証及びチケットが市政の調査研究に通常必要であるとは認められないから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費でないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

その余はそれぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたコピー用紙等である（同上）から、上記クア）cと同様である。

g 整理番号1670は、平成22年3月16日に電子電話帳（「2010ver.15中国・四国版」）を購入した費用として報告されており、会派支払額がその2分の1であると認められる（甲Aク79）。被告は相談者のデータ整理のための購入であると主張するが、購入日が年度終了の2週間前であり、相談者のデータ整理に当該電話帳が必要であるともいえないから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費でないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(イ) 事務機器購入費、リース費等

a 整理番号1673は会派控室用の鉛筆削り器の購入費、508, 220, 221, 509, 510, 635, 926, 927, 1072, 1341, 1446, 1678, 1679は会派控室用コピー機のリース費、104, 222, 326, 511, 636, 928, 929, 1073, 1342, 1343, 1447, 1680はFAX用回線の使用料であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されており、会派支払額はその2分の1であると認められる（甲Aク87, 同91, 同93ないし104, 同106ないし117）。これらは、同室を市政の調査を行う事務所として機能するために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

められない。

- b 整理番号 1215 はプリンターの購入費及びその長期保険料、1339 は急速充電器付きデジタルボイスレコーダー、1443 はプロジェクター、1444 は IC レコーダーの各購入費であり、1215 及び 1339 についてはそれぞれ別紙 2 の「会派支払日」欄記載の日、整理番号 1443 については平成 22 年 2 月 16 日、整理番号 1444 については同月 13 日に支出されたと報告されており、整理番号 1443 については会派支払額がその 2 分の 1 であると認められる（甲 A ク 83 ないし 86）。これらは、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各整理番号に係る費用は、いずれも議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用場所及び使用目的が明らかでなく、1215、1339 は徴収書日付が会派支払日と異なっており、1443 及び 1444 は、領収証の日付が空欄であることからして、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性は否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は 50 パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。
- c 整理番号 1674 は、議員個人名義で平成 22 年 2 月 22 日に支払ったエプソンプリンターの購入費であると報告されており、会派支払額はその 2 分の 1 であると認められる（甲 A ク 89）。当該プリンターが大型プリンターであることは当事者間に争いがないところ、原告は、当該プリンターが市政の調査研究という目的からすると不必要なほど高機能であると主張する。当該大型プリンターを個人の議員が使用する目的は不明であり、使用場所についても明らかでないこと、支払日が年度終了日の約 40 日前であることからすれば、当該プリンターの購入が市政の調査研究を目的としたものでないと認められるか

ら、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(ウ) 携帯電話代

整理番号 108, 227ないし232, 332ないし341, 518ないし523, 639ないし643, 776ないし790, 934ないし940, 1079ないし1083, 1222ないし1229, 1350ないし1355, 1451ないし1458, 1690ないし1703に係る支出は、いずれも、別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された議員の携帯電話料金であると報告されており、会派支払額は議員本人が使用した分の2分の1であると認められる（甲Aク119ないし209）。

携帯電話については、特段の事情のない限り、市政の調査研究活動のほか、それ以外の政治活動及び私的活動にも使用されていると認められるから、上記1のとおり、議員本人の使用に係るとされている部分を33パーセントで按分し、その限度で支出が許される。

(エ) 自宅電話代

整理番号 110, 112, 114, 118, 233, 235ないし238, 240, 342, 343, 346, 350, 351, 355, 524, 526; 528, 530, 533, 535, 536, 644, 646, 647, 649, 791, 792, 796ないし801, 808, 810, 815ないし817, 941, 943, 945, 946, 949, 1085, 1087, 1088, 1090, 1230, 1231, 1234ないし1237, 1242, 1243, 1246, 1247, 1356, 1359, 1361, 1362, 1459ないし1461, 1464, 1465, 1469, 1704ないし1707, 1711, 1713, 1716, 1717, 1719, 1720, 1723に係る

費用は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された議員の自宅の電話の電話代であると報告されており、会派支払額はその2分の1であると認められる（甲Aク211ないし290）。

自宅の電話についても、携帯電話と同様に、特段の事情のない限り、市政の調査研究活動のほか、それ以外の政治活動及び私的活動にも使用されていると認められるから、上記1のとおり、33パーセントで按分し、その限度で支出が許される。

(オ) 切手・はがき・郵送代

整理番号539は、選挙人地区別有権者登録人数書類発送用の普通切手の費用であると報告されており（甲Aク292），同報告によれば、選挙を目的とした費用であると推認できる。被告は、「有権者の人口を知りたい」との市民からの要望を受け発送したと主張するが、そのことを裏付ける的確な証拠はない。したがって、上記整理番号に係る費用は、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(カ) お茶代等

整理番号124, 125, 362, 540, 955, 956, 1098, 1099, 1257, 1732ないし1736は、ガムシロップやスティックシュガー等の購入費であり、整理番号957は洗剤及びゴム手袋の購入費であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されているところ（甲Aク294ないし307, 同309），いずれも、会派控室でコーヒー等を飲むための諸費用であると認められ、それらは市政の調査のための事務所として機能するために通常必要とされるものであるといえるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

ケ 新風会に係る費用については上記のとおりであり、政務調査費として支出することが許されない金額については、別紙2「認容額」欄記載のとおりである。よって、岡山市は、新風会に対し、不当利得に基づき、政務調査費として支出が許されない額の合計160万2551円から本来残余額に算入されないはずである預金利息1万0129円を控除した159万2422円の返還請求権を有する。

(2) 被告補助参加人

ア 資料購入費

整理番号54ないし59, 115ないし120, 174ないし179, 253ないし258, 328ないし333, 398ないし403, 459ないし464, 510ないし515, 571ないし576, 638ないし643, 712ないし717, 770ないし775は、いずれも平成21年度内に支出された新聞代である（甲Bエ2ないし73）ところ、新聞代に係る費用については、その場所如何を問わず資料購入費として支出することができることは、上記(1)エ(ア)のとおりである。

なお、原告の主張するとおり、自身の所属する政党の発行した政党紙、団体紙については、政党の支援活動、自身の方針及び政策の学習のための購読という側面があることを否定できない。しかしながら、その一方で、市政について検討する際の資料とされていることも認められるのであり、そうである以上、市政の調査研究活動のためにその購入費全額の支出をするのであるから、その全額について、資料購入費として支出することができるというべきである。

イ 広報費

整理番号182及び783は、いずれも会派のホームページの保守管理費用であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている（甲Bオ2, 同3）。

被告補助参加人の開設するホームページには、議会活動や市政に関する報告に相当程度のスペースが割かれているが、会派の調査研究活動とはいがたい議員個人の顔写真や議員個人の紹介、被告補助参加人の掲げる基本政策等が記載されており（丙Bカ1）、広報目的以外の情報を提供することも重要な目的としているといえ、上記整理番号に係る費用については、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

ウ 広聴費

(ア) 郵送料

整理番号789は、平成22年3月16日に支出された児童クラブアンケートのお礼状71通の郵送料であると報告されている（甲Bカ28）。児童クラブに対するアンケート自体が広聴目的でないとは認められず、アンケート等の協力に対して礼状等を送付することは、今後の調査活動を円滑にする上で広聴目的に沿うものであり、郵送料が不相当地高額であるともいえない。したがって、広聴目的の費用であるといえ、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 茶葉代等

整理番号63, 64, 126, 127, 183, 184, 263, 264, 336, 407, 470, 526ないし528, 580ないし582, 654, 655, 722, 784ないし788は、いずれも政務調査に係る来客への茶葉代であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された市民相談や広聴会等に係る来客用の湯茶代であると報告されている（甲Bカ2ないし26）ところ、広聴目的の費用として市政の調査研究との関連性を有するといえ、さらに、市民相談や公聴会を円滑に進める上で茶やコーヒーが不必要とまではいえない上、いずれも不相当地高額であるともいえない。したがって、市政の調査研究の

ための費用でないとは認められない。

エ 人件費

整理番号 65, 185, 471, 790, 128, 189, 265, 337, 408, 472, 530, 583, 656, 657, 724, 791, 792は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された会派が雇用する職員に関するものと報告されている。証拠等（甲Bキ2ないし19, 弁論の全趣旨）によれば、被告補助参加人は、市政の調査研究活動を補助する事務員を雇用し、事業主として社会保険料を負担し、労働保険料を納付したものと認められ、特段の事情のない限り、これらの費用負担は、被告補助参加人が市政の調査研究活動を行うために支出されたと認められる。

しかし、労働保険料（整理番号 185）については、上記事務員の負担分を含めてすべて政務調査費として支出しているところ、当該事務員の負担分合計1万0358円は、被告補助参加人に負担義務がないから、政務調査費として支出することは許されず、その部分は市政の調査研究のための費用でないと認められる。その余の上記各整理番号に係る費用は、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

オ 事務費

(ア) 備品購入費

整理番号 66, 129, 130, 186, 266, 338, 339, 409, 473, 474, 531, 532, 584, 658, 659, 725, 726, 793, 794は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された会派控室で使用するコピー用紙等事務用品及び文具類の購入費であると報告されており（甲Bク2ないし20），同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であると

いえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 事務機器等購入費・リース費

整理番号 67, 131, 187, 267, 340, 410, 475, 533, 585, 660, 727, 795 は会派控室用のFAX用回線の使用料（甲Bク22ないし33）であり、68, 132, 188, 268, 341, 411, 476, 534, 586, 661, 728, 796 は会派控室用の印刷機のリース料（甲Bク35ないし46）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

カ 被告補助参加人に係る費用については上記のとおりであり、政務調査費として支出することが許されない金額については、別紙2「認容額」欄記載のとおりである。よって、岡山市は、被告補助参加人に対し、不当利得に基づき、政務調査費として支出が許されない額の合計11万0265円から本来残余額に算入されないはずである預金利息2万3306円を控除了した8万6959円の返還請求権を有する。

(3) ゆうあいクラブ

ア 研究研修費

(ア) 会費

整理番号32は、市民社会の強化を目標として制度設計や政策について検討する団体である「市民がつくる政策調査会」の平成21年度の会費であり（甲Cア18, 乙Cア3），整理番号33は、岡山県内の福祉の向上を目的として活動している「福祉オンブズおかやま」という団体

に関連する会の年会費として同年11月14日に支出されたと報告されている（甲Cア19、乙Cア4）ところ、上記両団体の目的等から、両団体への所属するために会費を支払うことが市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、いずれも年会費として不相当な金額であるとは認められないから、研修研究費としての必要性及び合理性がないとはいはず、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) タクシ一代（交通費）

- a 整理番号4は、「おもてなし緑化フェア」の手伝いを目的として別紙2「会派支払日」欄記載の日に支出されたタクシ一代であると報告されており（甲Cア3）、後楽園での観光客に対し、岡山の説明やきびだんごの無料提供などを行うボランティアの視察を行ったと報告されている（乙Cア5）ところ、その報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。
- b 整理番号12及び13は、聴覚障害者定期総会への出席を目的として別紙2「会派支払日」欄記載の日に支出されたタクシ一代であると報告されている（甲Cア9、同10）ところ、同会では、聴覚障害者の要望や手話通訳者の取り組み等について聞いたと報告されており（乙Cア6），その報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、上記認定を覆すに足りる証拠はない。そしてタクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。
- c その余の整理番号5、6、16及び36に係るタクシ一代は、いずれもその報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を

欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Cア4、同5、同13、同22）。

(ウ) 駐車料（交通費）

整理番号14、15、28、29、37及び38に係る駐車料は、いずれもその報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Cア11、同12、同16、同17、同23、同24）。

(エ) 自動車燃料代（交通費）

整理番号3、10、11、27、34、35及び40は、領収証発行者が同一の給油所であり、整理番号3については「出光プリペイドガソリン代」と、その余については「政務調査ガソリン代」と報告されていること、いずれも2万円以上の支払であること（甲Cア2、同7、同8、15、同20、同21、同25）から、いずれもガソリン用のプリペイドカードの費用であり、会派支払額はその2分の1であると認められる。したがって、自動車燃料代として50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

原告は、プリペイドカードの費用については政務調査費として支出することが許されないと主張するが、ガソリンをその都度給油する代わりにガソリン用のプリペイドカードを購入したからといって、当該プリペイドカードにより給油したガソリンが専ら市政の調査研究活動以外に使用されたとはいえず、原告の上記主張は採用できない。

(オ) その他

整理番号24は、生ごみ処理機「くうたくんB型」の購入費用及び送料であり、同議員は、以前にも同機と同様の性能を持ち、同機より小型の機械を購入していることが認められる（甲Cア14、弁論の全趣旨）。

被告は、従前購入した機械は、家庭用のごみ処理を研究するためのものであるのに対し、「くうたくんB型」の購入は、給食の食べ残し等、大量の食料廃棄物処理について研究することを目的としたものであると主張し、その旨の報告書（乙Cア2）を提出するが、当該費用は、会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費とはいえない、また、上記目的に照らしても、重ねて「くうたくんB型」を購入する必要性はないと認められる。したがって、上記整理番号に係る費用は、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

イ 調査旅費

(ア) 旅費

整理番号1は、上記(1)イ(ア)aに係る旅費と同一の目的の費用であると認められる（甲Cイ2、甲Aイ2ないし4、乙Cイ1）から、上記整理番号に係る費用は、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

(イ) タクシ一代（交通費）

a タクシーの使用目的を「田原分筆調査の為立合い」（整理番号43（甲Cイ21））と報告しているものは、その報告内容から市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

b タクシーの使用目的を「岡山・高松単車夜大雨の為」（整理番号32（甲Cイ10））と報告しているものが、市政の調査研究のための費用でないことは当事者間に争いがないが、弁論の全趣旨によれば、被告はその後当該費用に係る金額を返還したと認められるから、不当利得があるとする原告の主張は採用できない。

c その余の、整理番号16, 22, 124, 131, 161, 165, 166, 190, 207, 208, 228ないし231, 255に係るタクシ一代は、いずれもその報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Cイ5, 同7, 同55, 同62, 同76, 同78, 同79, 同96, 同101, 同102, 同118ないし121, 同134）。

(ウ) 駐車料（交通費）

夜の街ゾーンに係る駐車場代について、そのことから直ちに市政の調査研究のための費用でないとは認められないことは、上記(1)イ(イ)のとおりである。

a 駐車場の使用目的を「岡山市政令指定都市移行市制施行120周年記念式典」（整理番号67（甲Cイ28））、「平成21年度岡山市戦没者追悼式出席」（整理番号68（甲Cイ29））、「おかやま国際音楽祭オープニング（市民文教委員として出席）」（整理番号146（甲Cイ68））と報告しているものは、いずれもその報告内容から市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

被告は、整理番号146について、市民文教委員としての参加であると主張するところ、会派支払額はその2分の1であると認められる（甲Cイ68）が、当該行為が議員としての活動であったとしても、市政の調査研究活動に当たるとはいえないから、被告の上記主張は参加できない。

b 整理番号143は、駐車目的を「市民相談（人権問題）」とし、出

庫日時が平成21年9月8日午後10時29分の駐車料であり、整理番号297は、駐車目的を「市政に関する意見、情報交換」とし、出庫日時が同年12月28日午後11時34分の駐車料であると報告されている（甲Cイ65、同145）ところ、市民相談を受ける時刻として合理的でないとまではいえないから、市政の調査研究との関連性を有するものであると認められ、そのための駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

c その余の、整理番号29, 46, 66, 89, 125ないし130, 141, 142, 144, 145, 147, 162, 167, 168, 183, 187, 188, 209, 220, 240ないし244, 248, 256, 264, 298ないし300に係る駐車料は、いずれもその報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Cイ9、同24、同27、同38、同56ないし61、同63、同64、同66、同67、同69、同77、同80、同81、同92、同94、同95、同103、同113、同123ないし127、同131、同135、同139、同146ないし148、乙Cイ5、同7）。

(エ) 自動車燃料代（交通費）

a 整理番号34, 93, 103, 191, 196, 211, 222, 246, 253, 302, 319及び320について、原告は、油種が違うことをもって政務調査費として支出することが許されないと主張し、被告は、本来ハイオク仕様である使用車両がレギュラーガソリンとの混合も可能になったため、割合に留意しつつ両方を給油してい

たと主張する。上記給油は、いずれも同一の議員の給油に係るものであるが、同議員は、平成21年度にレギュラーガソリンだけでなくハイオクガソリンも給油していること、給油の回数は月に2回程度であって、多量であるともいえないこと（甲Cイ12、同25、同26、同30、同40、同41、同44、同45、同46、同70、同72、同82、同93、同97ないし99、同104、同105、同114、同128、同129、同132、同140、同149、同150、同156、同157）からすれば、レギュラーガソリンの給油が、専ら政務調査活動以外の活動に使用されたと認めることはできない。また、整理番号37ないし39、41、84、121、174ないし179、216ないし219、315及び316について、原告は、油種が違い、単車に対する給油であるとして政務調査費として支出することが許されないと主張し、被告は、用務により、自家用車と単車を使い分けて使用していると主張する。上記給油は、いずれも同一の議員の給油に係るものであるが、単車に対する給油は1度に2リットルから4リットル程度であって、多量であるとはいえないことからすれば、単車を自動車と併用していることをもって、単車が専ら市政の調査研究活動以外の活動のために使用されていると認めることはできない（甲Cイ15ないし17、同19、同34、同52、同83ないし88、同109ないし112、同152、同153）。したがって、原告の上記主張は採用できず、上記各整理番号に係る費用は、上記(1)イ(ウ)のとおり、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許されるところ、会派支払額は、いずれも2分の1であると認められる。

b その余の整理番号21、116、117、160、206、254は、いずれもガソリン代であり、会派支払額はその2分の1であると

報告されている（甲Cイ6, 同47, 同48, 同75, 同100, 同133）ところ、上記整理番号に係る金額はいずれも不相当であるとは認められないから、上記(1)イ(イ)のとおり、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(オ) 有料道路通行料（交通費）

a 整理番号90は、有料道路の使用目的を「大雨の為 田原富吉他見る 町内会より要請」として平成21年8月13日午前11時19分にかけて有料道路を使用した通行料であると報告されており（甲Cイ39），その報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、有料道路の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

原告は、気象庁の過去の気象データを検索したところ、同日の午前中の岡山市内の降水量は0ミリリットルであったから、「大雨」との記載は虚偽であると主張するが、雨でなくとも有料道路の使用は必要であることからすれば、雨であるとの記載が虚偽であったとしても、有料道路の使用が市政の調査研究のためでないとは認められず、原告の上記主張は採用できない。

b 有料道路の使用目的を「PTA役員と 品物東鉄の調査」（整理番号44（甲Cイ22））、「地産地消生産者及び朝市へ」（整理番号45（甲Cイ23））、「宝塚ガーデンフィールズ視察」（整理番号310（甲Cイ151））、「高速道路料金（鯉が窪湿原）」（整理番号318（甲Cイ155））と報告しているものは、いずれもその報告内容から市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

被告は、「宝塚ガーデンフィールズ視察」に関し、岡山市内の「操車場跡地」の活用に関する視察であると主張し、その旨の報告書（乙Cイ2）を提出するが、同報告書には、宝塚ガーデンフィールズの概要が記載され、パンフレットが添付されているのみであるから、市政の調査研究を目的としていたと認めることはできない。

(カ) 名刺

整理番号33は、議員としての名刺作成のための費用であると報告されている（甲Cイ11）ところ、被告は、市政報告、広報に名刺が必要不可欠であると主張する。市政の調査研究を行う際、調査研究の相手方に名刺を渡すことにより、円滑に調査研究を進めることができると、議員としての活動には市政の調査研究活動とそれ以外のものとがあるのは上記1のとおりであるから、当該名刺は市政の調査研究活動以外にも用いられるものとして、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

ウ 資料作成費

整理番号1ないし6, 8ないし13及び22については、同一の議員がした大量の写真に係る写真現像代であり、写真の撮影対象として報告されている行事等については、市政の調査研究との関連性が認められるものと市政の調査研究との関連性の疑わしいものが混在しており（甲Cウ2ないし14, 乙Cウ1），10及び11については当該議員がその一部を返還していることかすると、市政の調査研究以外の目的による写真の現像も含むものと認められるが、その割合は具体的に明らかでないから、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

エ 資料購入費

(ア) 整理番号1, 2, 4, 5, 7ないし11, 13, 14, 16, 17, 21ないし27, 34ないし47, 49ないし54, 60ないし65,

67ないし70, 72, 73, 78ないし107, 111ないし113, 115, 116, 120, 123ないし133は、いずれも平成21年度内に支出された新聞代である（甲Cエ2ないし5, 同7ないし11, 同13, 同14, 同16ないし38, 同40ないし57, 同61ないし107）ところ、新聞代に係る費用については、その場所如何を問わず、資料購入費として必要性及び合理性を欠いているとまでいえず、資料購入費として支出することができることは、上記(1)エ(ア)のとおりである。

- (イ) 整理番号6, 12, 48, 77は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された県民ガイド新聞社が発行する県民ガイドの購読料であると報告されている（甲Cエ6, 同12, 同39, 同60, 乙Aエ3）ところ、同ガイドを上記(2)エ(ア)の新聞代と同様に扱うのが相当であることは、上記(1)エ(ウ)のとおりである。
- (ウ) 整理番号75及び76は「ゼンリン住宅地図岡山市」のNo. 1ないし3各1冊の購入費用であると報告されている（甲Cエ58, 59）ところ、原告は、住宅地図は選挙目的のために購入されたと主張するが、そのことを認めるに足りる証拠はなく、住宅地図の購入が市政の調査研究に関連性がないとはいえず、資料購入費として必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。
- (エ) 整理番号15は「明解 選挙法・政治資金法の手引」の購入費であると報告されており（甲Cエ15），上記書籍は、公職選挙法及び政治資金規正法等の法律の解説書であると認められ、上記両法が選挙や政治資金の公正性を確保することを目的とするものであることからすれば、議員が適正な選挙活動や政治活動をするために購入したものと認められる。被告は、選挙制度の詳細等を市民に適切に伝えるためのものであると主張するが、選挙の啓蒙が市政の調査研究活動であるとは直ちにいえ



ないから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

オ 広報費

(ア) 印刷費等

a 整理番号 5, 17, 31, 40, 41, 57 は広報紙等に係る企画・デザイン費（甲Cオ6, 同17, 同30, 同38, 同39, 同55）, 9, 11, 25, 28, 33, 36, 42, 46, 47, 53, は広報紙等に係る印刷代（甲Cオ10, 同12, 同24, 同27, 同32, 同35, 同40, 同44, 同45, 同51）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。上記各広報紙等は、市政の情報以外の情報を記載した部分も認められるものの、全体として、広報目的のものであって、それ以外を目的としたものとは認められず、要した費用が市政報告として必要性及び合理性を欠くとは認められない。したがって、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

b 整理番号 38 は広報紙等に係る企画・デザイン費及び印刷代であると報告されている（甲Cオ37-1ないし3）ところ、上記整理番号に係る印刷物は「市政報告」と題する書面ではあるが、全4頁のうち、1頁は選挙ポスター様の議員の名前及び顔写真、1頁は同議員のプロフィール、2分の1頁は次期選挙区と同選挙区内の課題等を記載したもの（甲Cオ37-4）で、広報目的だけでなく議員個人のPRも主要目的としたものであると認められるから、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(イ) 送料等

a 整理番号 1, 7, 16, 19, 20, 23, 24, 26, 27, 32, 34, 37 は広報紙等に係る郵送代（甲Cオ2, 同8, 同16, 同19, 同20, 同22, 同23, 同25, 同26, 同31, 同33,

同36），2ないし4，6，12，13，15，22，29，30は市政報告や住民の意見聴取等のためのはがき代及び印刷代等（甲Cオ3ないし5，同7，同13ないし15，同21，同28，同29），35，48，49，54は広報紙等送付のための封筒代，切手代（甲Cオ34，同46，同47，同52）であり，それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。いずれも，広報目的の印刷物を配布するための費用であると認められるところ，要した費用が広報費として必要性及び合理性を欠くとは認められないから，市政の調査研究のための費用でないと認められない。

なお，原告は，整理番号4について，所属委員会の報告であると主張するところ，上記整理番号に係る報告の内容が所属委員会の報告及び今後の助言を呼びかけるものであることは認められる（甲Cオ5）が，選挙活動にわたるような記載はなく，広報目的でないとまで認めることはできないから，原告の上記主張は採用できない。

b 整理番号45，51，52及び58は，はがき代，切手代もしくははがきの印刷代であるが，上記整理番号に係るはがきの内容は，議会の定数を報告し，無効票のない選挙を呼びかける内容であるところ（甲Cオ43，同49，同50，同56，乙Cオ1），被告は岡山市の4区の議員定数及びその役割を区民に分かりやすく早急に伝えるためにしたものであると主張するが，投票勧誘を主要目的としたもので，広報目的ではないと認められるから，市政の調査研究のための費用でないと認められる。

c 整理番号8，18及び59は封筒代及び印刷代（甲Cオ9，同18，同57），44及び50は「タックシール代」であると報告されている（甲Cオ42，48）が，上記各事務用品は，性質上，市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ，いずれも使用場所

及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性は否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(ウ) 会場費

整理番号10は平成21年8月17日に支出された市政報告会の会場費であると報告されており（甲Cオ11），広報目的の費用であると認められ、広報費として必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(エ) 名刺

整理番号43は、平成22年2月25日に支出された議員としての名刺作成のための費用であり、会派支払額はその2分の1であると報告されているところ（甲Cオ41），名刺に係る費用が50パーセントで按分した限度で政務調査費として支出することが許されることには、上記(3)イ(カ)のとおりである。

(オ) その他

整理番号55はモバイルスクリーン購入費（甲Cオ53），56はレーザーポインター購入費（甲Cオ54）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されているが、上記各機器は、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各整理番号に係る費用は、いずれも議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

カ 広聴費

(ア) 茶代等

整理番号1は、平和資料館に関する市民（N P O）との意見聴取及び関係各課との情報・意見交換に係るペットボトルの茶代であり、2は建設労働者と市当局との意見交換に係るコーヒー、ジュース代であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている（甲Cカ2、同3）ところ、広聴目的である市政の調査研究との関連性を有するといえ、さらに、市民相談や公聴会を円滑に進める上で茶や茶菓子が不必要とまではいえない上、いずれも不相當に高額であるともいえない。したがって、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 送料等

整理番号3は、平成22年3月17日に支出された市民アンケート及び意見収集等に使用した事務所名義の封筒代（印刷代）であると報告されている（甲Cカ4）ところ、その報告内容からは広聴目的の費用であるといえ、市政の調査研究と関連性を有するといえるから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(ウ) タクシ一代（交通費）

整理番号4は、「市政報告・懇親会参加」をして益野町からまきび会館まで移動するためのタクシ一代であり、同月9日に会派により支出されたと報告されている（甲Cカ5）ところ、その報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められる。原告は、タクシーの使用時間が不明であり、タクシ一代が不相當に高額であると主張するが、上記目的での使用が許されること、上記区間における他の交通手段の存否は不明であること、タクシーの使用金額が不相當に高額であると認めるに足りる証拠はないことから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

キ 人件費

(ア) 整理番号 1ないし 5, 10, 12ないし 15, 19, 21, 23, 25, 26, 34に係る費用は、いずれも、会派が雇用する職員に関するものであり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。証拠等（甲Cキ2ないし 16, 同24, 弁論の全趣旨）によれば、ゆうあいクラブは、市政の調査研究活動を補助する事務員を雇用し、事業主として社会保険料を負担し、労働保険料を納付したものであると認められ、特段の事情がない限り、これらの費用負担は、ゆうあいクラブが市政の調査研究活動を行うために支出されたと推認される。

しかし、労働保険料（整理番号3）については、上記事務員の負担分を含めてすべて政務調査費として支出しているところ、当該事務員の負担分合計1万3016円は、ゆうあいクラブに負担義務がないから、政務調査費として支出することは許されず、その部分は市政の調査研究のための費用でないと認められる。その余の上記各整理番号に係る費用は、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 整理番号 27ないし 33, 35ないし 40に係る費用は、いずれも、市政報告宛名書きに係る人件費として、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されており（甲Cキ17ないし 23, 同25ないし 30），特段の事情がない限り、会派の行う市政の調査研究活動を補助する者として雇用されたと認められ、その認定を左右する証拠はない。したがって、上記各費用は、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

ク 事務費

(ア) 備品購入費

a 整理番号 87, 104, 206, 273, 279, 283, 298,

299, 305は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された会派控室用の筆記具等文具及び電話台の購入費であると報告されており（甲Cク64, 同75, 同148, 同190, 同194, 同197, 同207, 同208, 同212），同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

b 整理番号13, 23ないし25, 70, 165, 166, 198, 216及び263は、いずれも別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された事務用品の購入費用であり（甲Cク14, 同24ないし26, 同116, 同55, 同115, 同142, 同155, 同183）, 26, 31, 32, 50, 51, 58, 176, 278, 301は別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された文具系消耗品の購入費であり（甲Cク27, 同30, 同31, 同42, 同43, 同48, 同125, 同193, 同210）, 117は別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された文具代、コピーダイ（甲Cク82）であるが、事務用品等は、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、いずれも、議員が議員事務所等で使用するもの又は使用場所が明らかでないものであるから、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

c 整理番号16は「視察、議会、委員会等での録音」を目的としたICレコーダーの購入費（甲Cク17）であり、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえる。しかし、それらは性質上、

市政の調査研究目的以外にも用いられ得るものであり、上記整理番号に係る物は、いずれも使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

- d 整理番号47について、原告は、高額で内容が不明であると主張するが、上記整理番号に係る費用は、文具、ゴム印に係る2万8190円であって、会派が平成21年7月10日にその2分の1を支出したと報告されており、金額が不相當に高額であるとは認められない（甲Cク39）。しかし、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。
- e 整理番号259は、平成22年2月19日に支出された株式会社マツサカプラザ庄（以下「プラザ庄」という。）発行の領収書に係る文具代であると報告されている（甲Cク180）ところ、原告は、プラザ庄は食品専門スーパー・マーケットでノートは数冊しか置いておらず、ファイルの取扱いはしていないなどと主張するが、原告の主張を裏付ける証拠はないから、上記費用は文具の購入費であると認められる。しかし、上記文具は、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。
- f 整理番号220は椅子カバークリーニング代、223は事務所入り口の玄関マットリース料であり、別紙2の「会派支払日」欄記載の日

に、220はその全額が、223はその2分の1が会派から支出されたと報告されている（甲Cク157、同159）ところ、事務所における椅子のクリーニング及び入り口の玄関マットは、政務調査の事務所として機能するために通常必要であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 事務機器購入費、リース費

a 整理番号1, 4, 12, 49, 66, 99, 130, 151, 190, 221, 253, 287（甲Cク2、同5、同13、同41、同53、同72、同91、同107、同135、同158、同175、同201）は会派控室用ファックス回線使用料、2, 11, 40, 61, 85, 150, 187, 207, 209, 242, 281, 289は会派控室用コピーカウント料（甲Cク3、同12、同36、同51、同62、同106、同132、同149、同151、同167、同196、同203）、280は会派控室用のコピー機リース料（甲Cク195）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

b 整理番号14, 15, 30, 57, 71, 95, 120, 168, 194, 215, 248, 249, 285はコピー機リース料（甲Cク15、同16、同29、同47、同56、同69、同84、同118、同139、同154、同171、同172、同199、弁論の全趣旨）、17ないし19, 55, 83, 98, 121, 167, 17

0, 200はコピーカウント料（甲Cク18ないし20, 同45, 同60, 同71, 同85, 同117, 同120, 同144）, 20, 21, 37, 56, 82, 97, 132, 171, 199, 255, 256は複合機リース料（甲Cク21, 同22, 同34, 同46, 同59, 同70, 同93, 同121, 同143, 同177, 同178）, 264はパソコン及びセキュリティソフトの購入費（甲Cク184）, 153, 304はデジタルカメラの購入費（甲Cク108, 同211）, 192, 193は事務所事務機器リース料等（甲Cク137, 同138）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されているが、事務機器は、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各整理番号に係る費用は、いずれも議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

c 整理番号140は、平成21年10月27日に支出されたプリンタ（以下「本件プリンタ」という。）の購入費用であると報告されている（甲Cク99）ところ、原告は、本件プリンタを購入した議員は、同年度中、これ以前にもう1台プリンタ（以下「旧プリンタ」という。）を購入しているため、本件プリンタの購入費用は政務調査費として支出することが許されないと主張する。同議員が同年度中に旧プリンタを購入したことは当事者間に争いがなく、被告は、旧プリンタが故障し、修理に長期間を要したため、本件プリンタを購入したと主張し、同議員はその旨の報告をしている（乙Cク2）が、旧プリンタが故障し、その修理期間が長期間に及んだことを裏付ける客観的な証拠はな

い。そうすると、同年度中に購入された2台目のプリンタである本件プリンタの購入費は、市政の調査研究を目的としたものでないと認められるから、上記整理番号に係る費用は市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(ウ) 携帯電話代

整理番号 28, 33, 34, 46, 67, 74, 75, 88, 94, 105, 109ないし111, 118, 122ないし124, 126, 127, 131, 136ないし138, 141ないし144, 148, 157, 160ないし163, 173, 175, 179, 182, 188, 196, 197, 201, 210, 212, 219, 229, 231, 235, 236, 238, 244, 245, 250, 251, 254, 260, 262, 266, 275, 290, 294に係る費用は、いずれも、別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された議員の携帯電話料金であると報告されており（甲Cク28, 同32, 同33, 同38, 同54, 同57, 同58, 同65, 同68, 同76ないし79, 同83, 同86ないし90, 同92, 同95ないし97, 同100ないし103, 同105, 同109, 同111ないし114, 同123, 同124, 同128, 同130, 同133, 同140, 同141, 同145, 同152, 同153, 同156, 同160ないし163, 同165, 同169, 同170, 同173, 同174, 同176, 同181, 同182, 同186, 同192, 同204, 同206），上記1のとおり、33パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(エ) お茶代等

整理番号 3, 9, 41, 60, 84, 116, 147, 181, 208, 241, 272, 300は会派控室用ウォーターサーバーレンタル

料であり（甲Cク4, 同10, 同37, 同50, 同61, 同81, 同104, 同166, 同129, 同150, 同241, 同189, 同209）, 5ないし8, 10, 22, 39, 48, 59, 86, 100, 103, 115, 133, 139, 169, 177, 186, 189, 191, 205, 237, 257, 265, 269, 274, 284, 286, 288, 292は、会派控室用の茶、コーヒー等の飲料及びそれに付随する物の購入費であり（甲Cク6ないし9, 同11, 同23, 同35, 同40, 同49, 同63, 同73, 同74, 同80, 同94, 同98, 同119, 同126, 同131, 同134, 同136, 同147, 同164, 同179, 同185, 同187, 同191, 同198, 同200, 同202, 同205）, それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらはいずれも、市政の調査のための事務所として機能するために通常必要とされるものであるといえるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(オ) 事務所賃借料等

議員事務所においては、市政の調査研究活動の他に市政の調査研究活動以外の政治活動も行われていると推認される。よって、事務所賃借料については、当該事務所が市政の調査研究活動にのみ用いられているという特段の事情が認められない限り、50パーセントで按分し、また、他の活動に用いられている割合が明らかな場合にはその割合に従って按分し、その限度で政務調査費として支出することが許されるというべきである。

a 整理番号65, 91, 159, 178, 204, 243, 271は、いずれも同一の議員の事務所に係る平成21年4月分から平成22年

3月分までの事務所家賃であって、「会派支払日」欄記載の日に会派支払額としてその2分の1が支出されたと報告されている（甲Cク52、同66、同110、同127、同146、同168、同188）。

また、整理番号306は、平成21年度内に支出された平成21年11月から平成22年2月分までの事務所電話代について、「会派支払日」欄記載の日に会派支払額としてその2分の1が支出されたと報告されている（甲Cク213）。

証拠（甲Cク214）によれば、上記費用に係る事務所の壁には、花岡かおる後援会、花岡商事株式会社、株式会社ライズ及び山陽興産有限会社の名称が記載されており、上記議員の事務所に加え、上記各会社及び団体が上記事務所を共用していると認められ、上記各会社及び団体が事務所及び電話を使用している具体的な割合は明らかでないから、上記整理番号に係る各費用は、20パーセントに按分した限度で政務調査費としての使用が許される。

b 整理番号52、93及び172は、同一議員の個人事務所電気料金であると報告されているものの、振込金受領証に記載された契約番号は複数あり（甲Cク44、同67、同122），個人事務所以外の電気料金も含まれていると疑うべき事情がある上、複数の契約番号のうちいずれが個人事務所の電気料金であるかは明らかでないから、上記各費用はいずれも、議員の事務所の電気料金のための費用ではないと認められ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

ケ ゆうあいクラブに係る費用については上記のとおりであり、政務調査費として支出することが許されない金額については、別紙2「認容額」欄記載のとおりである。よって、岡山市は、ゆうあいクラブに対し、不当利得に基づき、政務調査費として支出が許されない額の合計199万1753円から本来残余額に算入されないはずである預金利息2022円を控除し

た198万9731円の返還請求権を有する。

(4) 政隆会

ア 研究研修費

(ア) 会費

整理番号39は、自治体研修社が主催し、大学教員を講師として、自治体の財政や政策について講義を行う、第9回市町村議会議員研修会の参加費用であり、タクシーなどの交通政策についての講演等を聞くために参加したと報告されている（甲Dア19、乙Dア1、同3）。当該研修会の内容は市政の調査研究との関連性を有すると認められ、研究研修費として必要性及び合理性を欠くともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

原告は、上記整理番号に係る費用は、キャンセルが可能であり、参加が確認できないから政務調査費から支出することは許されないと主張するが、上記整理番号に係る議員が、上記研修会を欠席したことを裏付ける証拠はなく、上記主張は採用できない。

(イ) タクシ一代（交通費）

a 整理番号7のうち、タクシーの「使途」が不明なもの（平成21年3月11日付け（領収書日付。以下同じ。））、タクシーの「使途」を「市役所より帰宅」（同月6日付け、同月9日付け）、「平成22年度政令指定都市移行のカウントダウン式典」（同月31日付け）、「出張旅費」（同月25日付け）、「政令都市を祝うカウントダウン式に出席」（同月31日付け）、「打ち合わせ」（同日付け）、「出張のため帰宅」（同年4月1日付け）と報告しているもの（甲Dア3）、整理番号8のうち、タクシーの「使途」を「出張旅費」（同年4月16日付け）、「会ギ」（同月28日付け）、「会ギ 帰宅」（同月20日付け）と報告しているもの（甲Dア4）、整理番号14のうち、

タクシーの「使途」を「市役所より駅へ、電車で帰宅」（同年5月21日付け）、「駅周辺での会議に出席」（同月11日付け）と報告しているもの（甲Dア6），整理番号17のうち，タクシーの「使途」を「道路」（同年6月12日付け），「市役所より帰宅」（同月11日付け，同月18日付け），「出張旅費」（同月22日付け）と報告しているもの（甲Dア8），整理番号25のうち，タクシーの「使途」を「出張旅費」（同年7月24日付け），「会議旅費」（同年8月14日付け）と報告しているもの（甲Dア12），整理番号30のうち，タクシーの「使途」を「出張旅費」（同年9月4日付け），「県より市役所へ帰る」（同月15日付け）と報告しているもの（甲Dア14），整理番号33のうち，タクシーの「使途」を「視察のため」（同年10月7日付け，同月9日付け），「市役所へ」（同年10月23日付け）と報告しているもの（甲Dア16），整理番号37のうち，タクシーの「使途」を「市役所より帰宅」（同年11月26日付け）と報告しているもの（甲Dア18），整理番号48のうち，タクシーの「使途」を「消防初出の新春の会へ出席」（平成22年1月10日付けのものら），「消防新春の会より帰宅」（同日付け）と報告しているもの（甲Dア22）は，その報告内容から市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでなく，整理番号48に係るものについては議員として新春行事に参加したことはうかがわれるものの，いずれも，市政の調査研究との関連性がないといえ，市政の調査研究のための費用でないと認められる。

なお，整理番号37のうち，タクシーの「使途」を「市民相談（道路問題）」と報告している同年11月21日付けのものは，使用時間が午後11時であると報告されている（甲Dア18-2）ところ，市民相談を受ける時間帯としては遅すぎる嫌いはあるが，そのことから

直ちに市民相談を目的とするものではなかったとまでは認められず、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

b 整理番号 7, 8, 14, 17, 25, 30, 33, 37, 48 のうち、上記 a に係るものと除いたもの及び 15, 22, 41, 52 に係るものは、それぞれ別紙 2 の「会派支払日」欄記載の日に支出されたタクシ一代であると報告されており、いずれもその報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Dア同 3, 同 4, 同 6 ないし 8, 同 11, 同 12, 同 14, 同 16, 同 18, 同 20, 同 23）。

(ウ) 駐車料（交通費）

整理番号 6 に係る駐車料は駐車場の使用目的が不明であり（甲Dア 2），その報告内容から市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がないといえるが、原告は 50 パーセントで按分した分について法律上の原因がない旨主張するにとどまるから、その限度で市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(エ) 自動車燃料代（交通費）

a 整理番号 10 のうち、領収書日付が 6 月 13 日午前 4 時 57 分のものは、レギュラーガソリンを 8.48 リットル給油した際の費用であり、会派支払額はその 2 分の 1 であると認められる（甲Dア 5）ところ、原告は、同一の議員の同日の 2 回目の給油であるから政務調査費として支出することが許されないと主張するが、被告は、岡山市北区で市政報告と市民相談を行った際の給油であって、区域が広く、ガソ

リンの使用量が多かったと主張する。当該議員の同日の給油は、その2分前である午前4時55分に8.48リットル給油したものであり、2回に分けた理由は不明であるが、合計16.96リットルは、1日の給油量として不自然に多量とはいえず、専ら市政の調査研究活動以外の目的で使用されたと認めることはできないから、会派支払額がその2分の1であることからしても、上記(1)イ(ウ)のとおり、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

整理番号10のうち、1万4929円は、有限会社蜂谷石油店一宮給油所が発行する2万9858円の領収書に係る費用のうち、会派がその2分の1を支出したものであると報告されている（同上）ところ、被告は、ガソリン給油分であると主張するが、1回の給油に係る燃料代としては不相当地高額であり、長期にわたる給油代をまとめたものであるなどの事情も認められないから、上記費用の使用目的は明らかでなく、市政の調査研究と関連性を有しないものと認められるから、上記費用は、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

b 整理番号20に係る費用は、代車（軽自動車）のガソリン代であり、会派支払額はその2分の1であると報告されている（甲Dア9、弁論の全趣旨）ところ、原告は代車の使用目的が不明であると主張するが、道路事情や燃料の効率性を考慮すると、軽自動車を用いることに合理性があること、当該代車の使用目的が市政の調査研究活動以外にあることを裏付ける証拠はなく、当該議員が当該代車を市政の調査研究活動以外の目的で使用したとは認められないから、原告の上記主張は採用できないから、上記(1)イ(ウ)のとおり、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

c 整理番号21、28、31、35は、いずれもガソリン代であり、会派支払額はその2分の1であると報告されている（甲Dア10、同

13, 同15, 同17, 乙Dア4, 同5, 同6, 同7) ところ, 原告は, 連日の大量給油であるから政務調査費として支出することが許されないと主張するが, 被告は, 岡山市北区で市政報告と市民相談を行った際の給油であって, 区域が広く, ガソリンの使用量が多かったと主張する。整理番号21では, 23, 36リットルを給油した翌日に24, 80リットル給油し, 28では33リットル給油した翌日に30リットル給油し, 31では8, 13リットル給油した翌日に58, 8リットル, その翌日に16, 53リットル給油し, 35では34リットル給油した翌日に28リットル給油していることが認められるが, いずれも走行距離によつては不自然に多量であるともいえず, 上記主張に照らしても, 上記各ガソリン代が専ら市政の調査研究活動以外の目的で使用されたとは認められないから, 上記(1)イ(ウ)のとおり, 50パーセントで按分し, その限度で政務調査費として支出することが許される。

(オ) 有料道路通行料 (交通費)

整理番号53は, マチグワー基金による商店街活性化の取り組みや企業誘致等について視察するため, 那覇市及び名護市を訪問する際, 平成22年3月24日に空港まで高速道路を使用した際の有料道路通行料であると報告されている(甲Dア24) ところ, 同視察が市政の調査研究活動を目的とするものであることについては当事者間に争いがなく, 有料道路の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから, 市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

イ 調査旅費

(ア) 旅費

a 整理番号2及び3は, 上記(1)イ(ア)aに係る旅費と同一の目的の費用であると認められる(甲Dイ2, 同3, 甲Aイ2ないし4, 乙Dイ1)

から、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

- b 整理番号5ないし8は、いずれも、岡山市と姉妹都市である台湾の新竹市訪問に伴う渡航経費と報告されている（甲Dイ4ないし7）。同訪問では、平成21年4月17日から同月19日にかけて、新竹市長を表敬訪問し、岡山市と新竹市の友好関係を象徴する植樹を行い、岡山市の特産品の販路拡大のための事業として、平成21年8月に太平洋そごう店で岡山市の特産品の物産展を開催するに当たり、新竹市が積極的に協力することなどを約した協議書を締結するなどした（乙Dイ2）。同訪問は、両市の経済的な発展を目指したものであり、市政の調査研究との関連性を有するといえ、費用の内訳に関しても、交通費（航空運賃や現地及び国内交通費等、合計8万9000円）や宿泊費及び食費（合計3万2500円）が岡山市の旅費規程に反しているとも認められず、調査旅費として合理性ないし必要性を欠くとはいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。
- c 整理番号36及び37は上記(4)ア(ア)に係る研修会に出席することを目的とする旅費であると報告されている（甲Dイ13, 14）ところ、上記研修会への参加が市政の調査研究を目的とするものでないと認められないことは上記のとおりであるから、そのための旅費は、調査旅費として合理性ないし必要性があるといえ、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

しかし、原告の主張するとおり、当該議員が宇都宮を経由した目的は不明であるから、東京から宇都宮の間の特急券代に当たる平成22年1月26日付けの領収証に係る3万0100円のうち2710円及び同年2月3日付けの領収証に係る2710円については、市政の調査研究と関連性を有しないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(イ) タクシ一代（交通費）

整理番号43は、平成22年3月24日に支出された「視察の際に使用したタクシ一代」であると報告されており（甲Dイ15），上記(4)ア(オ)に係る視察のためのタクシーの使用であると認められる（乙Dイ3）ところ、同視察が市政の調査研究を目的とするものであることは当事者間に争いがなく、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(ウ) 自動車燃料代（交通費）

整理番号10，11，14，16，23は、いずれもガソリン代であり、会派支払額はその2分の1であると報告されている（甲Dイ8ないし10，同12，乙Dイ4）ところ、上記整理番号に係る金額はいずれも不相当であるとは認められないから、上記(1)イ(ウ)のとおり、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

なお、整理番号11，14，16及び23に係る費用は、代車のガソリン代であると認められる（甲Dイ11，弁論の全趣旨）ところ、原告は代車の使用目的が不明であると主張するが、当該代車の使用目的が市政の調査研究活動以外にあることを裏付ける証拠はなく、当該議員が当該代車を市政の調査研究活動以外の目的で使用したとは認められないから、原告の上記主張は採用できない。

ウ 資料購入費

(ア) 整理番号5ないし7，9ないし11，15，17ないし19，22，24，25，29ないし34，36ないし40，42，45ないし47，50ないし52，57，58，61，62はいずれも平成21年度内に支出された新聞代である（甲Dエ2ないし4，同6ないし8，同12，同14ないし16，同18，同20，21，同23ないし34，同36

ないし38、同40ないし42、同44ないし47）ところ、新聞代に係る費用については、その場所如何を問わず、会派の行う調査研究活動のための費用として必要性及び合理性を欠いているとまでいえず、資料購入費として支出することができることは、上記(1)エ(ア)のとおりである。

- (イ) 整理番号8、13、20、28、43は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された県民ガイドの購読料であると報告されている（甲Dエ5、同10、同17、同22、同35）ところ、同ガイドを新聞代と同様に扱うのが相当であることは、上記(1)エ(ウ)のとおりである。
- (ウ) 整理番号12は、平成21年6月4日に支出された国会タイムズの定期購読料であると報告されている（甲Dエ9）ところ、同紙を新聞代と同様に扱うのが相当であることは、上記(1)エ(イ)のとおりである。
- (エ) 整理番号14は「ジャストリポート」の購読料（甲Dエ11）、16は「経済リポート」の購読料（甲Dエ13）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。「ジャストリポート」は、地元企業の活動状況や地元経済の動向を記載した書籍であると報告されている（乙Hエ1）ところ、市政との関連性を有すると認められ、「経済リポート」の購入が市政との関連性を有することは当事者間に争いがない。したがって、上記各購読料は、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。
- (オ) 整理番号23は「あいさつ事例集」（甲Dエ19）、49及び55は「地方公共団体 式辞・あいさつ事例集」（甲Dエ39、同43）の購入費用であり、上記各書籍はいずれも式典等での礼儀作法等の習得を目的としたもので市政の調査研究との関連性を有しないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

エ 広報費

(ア) 印刷費等

a 整理番号1, 5, 6, 14, 17, 18, 22, 25, 30は、広報紙等に係る印刷代等（甲Dオ2, 同6, 同7, 同15, 同18, 同19, 同23, 同26, 同31）, 20は市政報告のための文具代（甲Dオ21）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。上記各広報紙等は、市政に関する情報以外の情報を記載した部分も認められるものの、全体として、広報目的のものであって、それ以外を目的としたものとは認められず、要した費用が市政報告として必要性及び合理性を欠くとは認められない。したがって、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

原告は、整理番号17及び25に係る印刷代について、1枚あたりの単価が不相当地高額であるから、単価は40円とすべきであると主張するが、上記単価が不相当地高額であること及び相当な印刷代が単価40円であることを裏付ける証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。

b 整理番号27は、市政報告作成のための印刷代であると報告されている（甲Dオ28-1及び2）ところ、上記整理番号に係る印刷物は、「市政報告」という文字が1頁目の右下に小さく印字されてはいるが、「市政報告」という文字よりも議員の名前が大きく印字され、全4頁のうち、1頁は議員の名前及び顔写真を掲載した選挙ポスター様のもの、2分の1頁は議員のプロフィールを記載したもの（甲Dオ28-3）で、広報目的だけでなく議員個人のPRも主要目的としたものであると認められるから、5.0パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(イ) 送料等

a 整理番号2, 4, 8, 10, 13, 21, 23, 26, 28, 31,

33は広報紙等に係る郵送代、切手代等（甲Dオ3、同5、同9、同11、同14、同22、同24、同27、同30、同32、同34、乙Dオ1）、3、15、16は市政報告会の案内に係る郵送代、はがき代（甲Dオ4、同16、同17）、7、19は広報紙等に係る封筒代（甲Dオ8、同20）、9は広報紙等の表書き等のインク代（甲Dオ10）、11、12は広報紙等に係る郵送用ラベル代（甲Dオ12、同13、弁論の全趣旨）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。いずれも、広報目的の印刷物を配布するための費用であると認められるところ、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

原告は、整理番号3、15、16に係る費用について、成果物がないから政務調査費として支出することは許されないと主張するが、その報告内容からは、市政の報告のために使われていないとまで認めることはできず、原告の上記主張は採用できない。

b 整理番号29及び32は、整理番号27の市政報告を作成した議員が市政報告書及び市政報告の送付のための切手代であると報告して会派が支出した費用であり、上記市政報告が500部印刷され、上記切手が合計3900枚購入されたと報告されていること、上記市政報告の印刷代の領収書日付が平成22年3月30日、整理番号29に係る切手代の領収書日付が同日であり、整理番号32に係る切手代が翌日である同月31日であること（甲Dオ28、同29、同33）から、上記各切手代は、上記市政報告を送付するための費用であると認められ、上記市政報告が広報目的だけでなく個人のPRも主要目的としたものであると認められることは上記エ(ア)bのとおりである。したがって、整理番号29及び32に係る切手代も、広報目的だけでなく議員個人のPRも主要目的としたものであると認められるから、50ペー

セントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(ウ) 整理番号24は、平成22年3月4日に支出された市政報告紙に係るデザイン製作費、封筒代、印刷代、メール便代金であると報告されている（甲D才25）。上記整理番号に係る市政報告紙は、市政に関する情報以外の情報を記載した部分も認められるものの、全体として、広報目的のものであって、それ以外を目的としたものとは認められず、要した費用が市政報告として必要性及び合理性を欠くとは認められない。したがって、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

才 広聴費

整理番号1ないし14は、会派控室用のコーヒー、その他の飲料、ガムシロップ等の購入費用であると報告されており（甲D才2ないし15），いずれも広聴目的の費用として市政の調査研究との関連性を有するといえ、さらに、市民相談や公聴会を円滑に進める上で茶や茶菓子が不必要とまではいえない上、いずれも不相當に高額であるともいえない。したがって、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

カ 人件費

整理番号1ないし17に係る費用は、いずれも、会派が雇用する職員に関するものであり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。証拠等（甲Dキ2ないし18、弁論の全趣旨）によれば、政隆会は、市政の調査研究活動を補助する事務員を雇用し、事業主として社会保険料を負担し、労働保険料を納付したものと認められ、特段の事情のない限り、これらの費用負担は、政隆会が市政の調査研究活動を行うために支出されたと認められる。

しかし、労働保険料（整理番号3）については、上記事務員の負担分を含めてすべて政務調査費として支出しているところ、当該事務員の負担分

合計8125円は、政隆会に負担義務がないから、政務調査費として支出することは許されず、その部分は市政の調査研究のための費用でないと認められる。その余の上記各整理番号に係る費用は、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

キ 事務費

(ア) 備品購入費

a 整理番号58, 140は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された会派控室用の文具代であると報告されており（甲Dク34, 同80），同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

b 整理番号40, 83, 103, 115は文具系消耗品の購入費（甲Dク25, 同48, 同60, 同66), 48, 75, 87, 90, 156は事務用品の購入費であり（甲Dク31, 同43, 同52, 同53, 同88），それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各整理番号に係る費用は、いずれも議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、原告の主張のとおり、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(イ) 事務機器等購入費、リース費

a 整理番号3, 13, 32, 43, 64, 77, 100, 119, 1

36, 149, 170, 187は会派控室用のコピー通し料（甲Dク2, 同9, 同19, 同26, 同38, 同45, 同58, 同69, 同76, 同86, 同95, 同105）, 整理番号4, 19, 30, 56, 62, 85, 97, 116, 138, 148, 167, 184は会派控室用のファックス回線使用料（甲Dク3, 同13, 同18, 同33, 同37, 同50, 同57, 同67, 同78, 同85, 同94, 同103）, 5, 14, 33, 44, 45, 66, 79, 101, 122, 137, 150, 171, 186は会派控室用複合機リース料等（甲Dク4, 同10, 同20, 同27, 同28, 同39, 同46, 同59, 同70, 同77, 同87, 同96, 同104）, 9, 124, 139, 191は会派で用いるデジタルカメラ, ノートパソコン, 計算機等事務機器の購入費（甲Dク6, 同71, 同79, 107）であり, それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは, いずれも, 同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから, 会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ, 事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから, 市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

なお, 原告は, 整理番号9及び124について, 政隆会が平成20年度にもデジタルカメラを複数台購入していると主張し, 被告は, 各議員に個別に取材, 編集を依頼しており, 複数台の購入が必要であると主張するところ, 会派に所属する議員が同時にデジタルカメラを使用する必要がある可能性も否定できず, 会派として購入した上記デジタルカメラが, 市政の調査研究活動以外の活動に使用されているとまで認めることはできないから, 原告の上記主張は採用できない。

b 整理番号179及び180は, パソコン, パソコン用ソフトの購入

費用（甲Dク99、同100）、192は音響・映像製品である「パナソニックFX66」の購入費（甲Dク108）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されているが、これらは、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各整理番号に係る費用は、いずれも議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(ウ) 携帯電話代

整理番号8, 11, 12, 17, 18, 22ないし25, 35, 36, 38, 39, 46, 47, 54, 59, 60, 67, 73, 74, 76, 82, 86, 91, 94, 95, 104, 105, 107, 113, 114, 117, 125, 126, 129, 133, 141, 143, 146, 147, 158, 161, 164ないし166, 172, 176, 181, 183, 189, 193, 196, 202ないし204に係る費用は、いずれも、別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された議員の携帯電話料金であると報告されており（甲Dク5、同7、同8、同11、同12、同14ないし16、17、同21ないし24、同29、同30、同32、同35、同36、同40、同41、同42、同44、同47、同51、同54ないし56、同61ないし65、同68、同72ないし75、同81ないし84、同89ないし93、同97、同98、同101、同102、同106、同109ないし113、乙Dク1ないし7），上記1のとおり、33パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(エ) 整理番号84は、岡山瀬戸内芸術祭ディレクター宛の郵便代であると

報告されている（甲Dク49）ところ、郵送された物は不明であり、市政の調査研究を目的としたものかは明らかでないから、市政の調査研究のための費用でないと認められるが、原告は50パーセントで按分した分について法律上の原因がない旨主張するにとどまるから、その限度で市政の調査研究のための費用でないと認められる。

ク 政隆会に係る費用については上記のとおりであり、政務調査費として支出することが許されない金額については、別紙2「認容額」欄記載のとおりである。よって、岡山市は、政隆会に対し、不当利得に基づき、政務調査費として支出が許されない額の合計43万9083円から本来残余額に算入されないはずである預金利息1469円を控除した43万7614円の返還請求権を有する。

(5) 市民ネット

ア 研究研修費

（ア）会費等

a 整理番号8は、平成21年度中に支出された犯罪被害者の支援を目的とする「社団法人被害者サポートセンターおかやま」の会費（甲Eア4、乙E1）、11は、教員の指導力に関する勉強会である「「指導力不足等」教育問題を考える会」の平成21年度の会費（甲Eア6、乙Eア3）、15及び17は、「岡山市子ども読書活動推進の会」の平成21年度の会費（甲Eア9、同11、乙Eア5）、125は同会の平成22年度の会費（甲Eア60）、22は岡山県動物愛護財団の平成21年度の会費（甲Eア15、乙Eア7）、27は野宿者の生活支援を目的とする団体である「岡山・野宿生活者を支える会」の会費（甲Eア18）、39は「DV防止サポートシステムをつなぐ会」の平成21年度の会費（甲Eア26、乙Eア10）、98は平成21年度中に支出された朝鮮問題学習交流会の会費（甲Eア49）であると

報告されている。上記各団体の目的等から、各団体へ所属するために会費を支払うことが市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、いずれも年会費として不相当な金額であるとは認められないから、研修研究費としての必要性及び合理性がないとはいえる、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

- b 整理番号12はラ・フォル・ジュルネ・オ東京のチケット代、13は同金沢のチケット代であり、両チケット代はおかやま国際音楽祭との対比研究目的による観察の費用であると報告されている（甲Eア7、同8、乙E2、乙Eア4）が、その報告によれば、平成21年6月議会において、おかやま国際音楽祭の目的及び運営並びに次年度に向けた改善について意見を述べていることが認められるから、市政の調査研究活動を行っていたと認めることができる。したがって、市政の調査研究と関連性がないといえず、研究研修費としての必要性及び合理性がないとはいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。
- c 整理番号33は、平成21年6月3日に支出した議員ネットの出席者負担金として報告されている（甲Eア22）ところ、当該団体は自治体の課題についてなどの意見交換を行う勉強会であると認められる（乙Eア9）。したがって、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、負担金として不相当な金額であるとは認められないから、研修研究費としての必要性及び合理性がないとはいえる、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。
- d 整理番号69は、「日本と南北朝鮮の友好を進める会」の会費であるが、南北朝鮮関係の情勢に関する資料収集を目的とする費用と報告されており（甲Eア36、乙Eア14），その報告内容からすると、当該団体に所属するために会費を支払うことについて市政の調査研究

との関連性がないとまでいふことはできず、会費として不相当な金額であるとは認められないから、研修研究費としての必要性及び合理性がないとはいひえず、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

e 整理番号 70 は、萩原君を支える会の会費であり、同会は、非正規社員などのワーキングプアについての問題を扱う団体であり、郵政、非正規職員への現状認識を深めるための会費であると報告されている（甲Eア37、乙Eア15）ところ、その報告内容からすると、当該団体に所属するために会費を支払うことについて、市政の調査研究との関連性がないとまでいふことはできず、会費として不相当な金額であるとは認められないから、研修研究費としての必要性及び合理性がないとはいひえず、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 駐車料（交通費）

a 駐車場使用の目的を「「二つの国と民族、どっちも素晴らしい」主催：民団」（整理番号 99（甲Eア50））、「瀬戸内国際音楽祭関連について話し合い」等（整理番号 102, 111（甲Eア51、同55））、「PHD協会研修会との交流会」（整理番号 112（甲Eア56））と報告しているものは、いずれもその報告内容から市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

b その余の整理番号 2, 10, 16, 18, 20, 21, 25, 28, 31, 32, 35, 36, 38, 41, 50, 53, 55, 56, 61, 66, 72, 76, 77, 79, 86, 89, 90, 92, 97, 104, 105, 108, 119, 120 に係る駐車料は、いずれも

その報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Eア2、同5、同10、同12、同13、同14、同16、同19ないし21、同23ないし25、同27ないし31、同34、同35、同38ないし41、同43ないし46、同48、同52ないし54、同58、同59、乙E1、乙Eア6）。

なお、原告は、整理番号16及び35について、式典参加として政務調査費としての支出が許されないと主張するが、整理番号16については総会で被爆者の実態、現状を把握していること、整理番号35については式典参加を通じて当該NPO法人の全体的な状況を調査するものであったと認められることから、原告の上記主張は採用できない。

(ウ) 会場費

整理番号7は、「包括外部監査結果報告書勉強会」のため平成21年4月20日に支出された会場費であり、図書館の事業を分析し、司書等を削減するための検討などを行ったと報告されている（甲Eア3、乙E1、乙Eア2）ところ、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、その金額が研究研修費としての必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(エ) 旅費

整理番号114は、「東京ミッドタウンとルノワール展」についての研究のため上京することを目的として平成22年1月29日に支出されたJR乗車券代と報告されている（甲Eア57、乙Eア1）が、その報告内容及び調査嘱託の結果によても、市政の調査研究を目的としたも

のであるとは認められず、市政の調査研究との関連性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

イ 調査旅費

(ア) 旅費

a 整理番号7は、西大寺カネボウ跡地活用事業の参考として、平成21年4月11日に「船の科学館」を、同月17日に「プラネタリウム「満天」」を視察するための東京までのJRの乗車券の費用であると報告されている（甲Eイ7、乙Eイ1、同2）が、同報告書には船の科学館及びプラネタリウムを観覧した感想が書かれているにすぎず、同施設の職員に意見を聴取するなどの調査研究活動を行った様子はうかがわれない。したがって、上記費用については、いずれも上記各施設の視察を目的としたものとは認められないから、市政の調査研究と関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

b 整理番号14は、スポーツ振興策の調査を使途とし、「生涯スポーツマスター プラン」を作成して市政としての取り組みを進める熊本市に、同年5月2日から同月3日かけて出張した際の宿泊費として報告されている（甲Eイ11、乙Eイ2）ところ、同報告書には、熊本県営総合運動公園の写真や、熊本市のロアッソ熊本への支援状況等の簡易な報告が添付されているにすぎない。したがって、出張を要するほどの調査であるとは認められず、上記費用は、調査旅費としての必要性及び合理性がないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

c 整理番号37は、上記イ(ア)aと同一議員が、同年7月14日の東京都ガンダムプロジェクト視察（東京都）を目的とするJRの乗車券の費用であると報告されている（甲Eイ28、乙Eイ4）が、同報告書

によっても、視察の目的は明らかでなく、上記費用については、市政の調査研究を目的とするものとはいえない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

d 整理番号52は、同a及びcと同一議員が、同年9月17日の国立博物館の黄金のシカン展の視察のためのJRの乗車券の費用であり、市内に所在する「デジタルミュージアム」との比較を目的とした視察であると報告されている（甲Eイ35、乙Eイ5）が、同報告書には、上記博物館の感想が書かれているにすぎず、同博物館の職員に意見を聴取するなどの調査研究活動を行った様子はうかがわれない。したがって、上記費用については、同博物館の視察を目的としたものとは認められないから、市政の調査研究と関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

e 整理番号60は、同年10月11日の国政における平成21年度補正予算の執行停止・見直し等についてのヒアリングのため東京出張に係るJRの乗車券の費用であると報告されており（甲Eイ39、乙Eイ6），その報告内容から、市政の調査研究との関連性を有しないとまでいふことはできず、研究研修費としての必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

原告は、報告書の添付資料はインターネット上で取得可能であると主張するが、それを裏付ける証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。

f 整理番号68は、同a、c及びdと同一議員が、同年11月17日の「東京（豊島区立郷土資料館）視察」を目的とするJR乗車券の費用であると報告されている（甲Eイ43、乙Eイ7）が、その報告内

容及び調査嘱託の結果によっても、視察の目的は明らかでなく、上記費用については、市政の調査研究を目的とするものとはいえない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

g 整理番号76は、平成21年12月21日の全国市長会主催の平成22年度国の施策及び予算に関する提言・要望に係るJRの乗車券の費用であると報告されており（甲Eイ48），その報告内容から市政の調査研究との関連性を有しないとまでいいうことはできず、研究研修費としての必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

h 整理番号85は、同a, c, d及びfと同一議員が、平成22年2月4日開催の第20回自治体合同研究会参加に係るJRの乗車券（グリーン、指定）の購入費であると報告されており（甲Eイ53, 乙Eイ8），その報告内容から市政の調査研究との関連性を有しないとまでいいうことはできない。原告は、同費用が新幹線のグリーン車の乗車に係る費用であり、不相当に高額であると主張するところ、上記費用にはグリーン車の指定券の料金が含まれていると認められるが、本件条例15条によれば、特別車両料金も鉄道賃として支給することとされているから、グリーン車に乗車することが直ちに必要性及び合理性を欠くとは認められず、原告の上記主張は採用できない。したがって、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

i 整理番号88は、同a, c, d, f及びhと同一議員が、平成22年2月16日の東京都美術館（ボルゲーゼ美術館展）の視察に係るJRの乗車券の購入費であると報告されている（甲Eイ55, 乙E2, 乙Eイ9）が、その報告内容及び調査嘱託の結果によっても、視察の目的は明らかでなく、上記費用については、市政の調査研究を目的と

するものとはいえない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

j 整理番号 93 は、同 a, c, d, f, h 及び i と同一議員が、同年 3月 30 日の東京江戸博物館（特別展：チンギスハーンとモンゴルの至宝展）視察に係る JR の乗車券の購入費であると報告されている（甲 E イ 58, 乙 E イ 10）が、平成 21 年度の終了直前の支出である上、その報告内容及び調査嘱託の結果によても、視察の目的は明らかでなく、上記費用については、市政の調査研究を目的とするものとはいえない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

k 整理番号 94 は、同 a, c, d, f, h ないし j と同一議員が、同月 24 日の築地中央市場視察に係る JR の乗車券の購入費であると報告されている（甲 E イ 59, 乙 E イ 11）ところ、その報告内容によっても、視察の目的は明らかでなく、上記費用については、市政の調査研究を目的とするものとはいえない。したがって、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(イ) タクシーダイ (交通費)

a タクシーの使用目的を「高井たかし事務所へ 資料交換、意見交換の為」（整理番号 10（甲 E イ 9））、「金沢、東京出張帰路」（整理番号 16（甲 E イ 13））、「10月 28 日～30日 東京視察時」（整理番号 64（甲 E イ 40））、「10月 28 日～30日 東京（i T P R O 展示会、セミナー）」（整理番号 65（甲 E イ 41））と報告しているものは、いずれもその報告内容から市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

- b 整理番号 3 8 は上記イ(a)c に係る視察の際に要したタクシ一代であると報告されている（甲Eイ28, 同29）ところ、同視察に係る費用が市政の調査研究のための費用でないと認められることは上記で認定、説示したとおりである。
- c 整理番号 5 9 は、上記イ(a)e に係る出張からの帰宅に要したタクシ一代として報告されている（甲Eイ38）ところ、上記出張に係る費用が市政の調査研究のための費用でないと認められないことは、上記のとおりであるが、上記タクシ一代は、タクシーの使用区間が岡山駅から市役所の間であると報告されており、市役所に行った目的は不明であって、市政の調査研究と関連を有するものでないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。
- d その余の整理番号 2, 81, 84, 86 に係るタクシ一代は、いずれもその報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない（甲Eイ50, 同52, 同54）。

(ウ) 駐車料（交通費）

- a 駐車場の使用目的を「関連団体 NTT労組との意見交換のため異同」（整理番号 27（甲Eイ20））、「デジタルミュージアム館長面談」（整理番号 51（甲Eイ34））、「第1回岡山県ジュニアダンス競技会見学」（整理番号 71（甲Eイ45））、「市民会館（事務所）金剛山調査」（整理番号 72, 73（甲Eイ46, 同47））と報告しているものは、いずれもその報告内容から市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。ただし、整理番号 27, 51, 72 及び 73 については、原告は

50パーセントで按分した分について法律上の原因がない旨主張するにとどまるから、その限度で市政の調査研究のための費用でないと認められる。

- b 整理番号11及び18に係る駐車料が、政務調査費としての支出が許されないものであることは当事者間に争いがないが、市民ネットは上記整理番号に係る費用を既に返還していることが認められる（甲2、乙8）。
- c 整理番号12は、駐車場の使用目的が「市民の方との面会、相談業務」であり、出庫日時が平成21年4月28日午前零時13分であると報告されている（甲Eイ10）ところ、市民と面会し、相談を受ける時間帯として遅すぎる嫌いはあるが、相談内容によっては深夜に及ぶ場合もないとはいはず、市政の調査研究と関連性を有しないとまでは認められず、そのための駐車場の使用及びその使用料金が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。
- d その余の整理番号1、3、4、9、25、28ないし33、55に係る駐車料は、いずれもその報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない（甲Eイ2ないし5、同8、同19、同21ないし26、同36）。

(エ) 有料道路通行料（交通費）

- a 有料道路の使用目的を「真庭の方との面会、相談業務」（整理番号5（甲Eイ6））と報告しているものは、その報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、駐車場の使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政

の調査研究のための費用でないと認められない。

b 整理番号19及び21は、平成21年5月11日から12日にかけて、宮崎市の交通、観光政策を視察した際に要した有料道路使用料であると報告されている（甲Eイ14、同16、乙Eイ3）が、その報告内容からは、市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(オ) 自動車燃料代（交通費）

a 整理番号15は、上記イ(ア)bに係る視察の際に要したガソリン代であると報告されている（甲Eイ11、同12）ところ、同視察に係る費用が市政の調査研究のための費用でないと認められることは上記のとおりである。

b 整理番号20及び22は、上記イ(エ)bに係る視察のためのガソリン代であると報告されている（甲Eイ15、同17）ところ、同視察に係る費用が市政の調査研究のための費用でないと認められることは上記のとおりである。

c 整理番号66は、平成21年4月分から同年11月分のガソリン代であり、91は同月分から平成22年3月分のガソリン代であり、97は同年3月23日に支出されたガソリン代であり、会派支払額はその2分の1であると報告されている（甲Eイ42、同57、同60）。上記整理番号に係る金額はいずれも不相当であるとは認められないから、上記(1)イ(ウ)のとおり、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

ウ 資料作成費

(ア) 写真現像代

整理番号1、2、4、7、8、10は写真現像代（甲Eウ2、3、5、

7, 8, 10), 19はイメージスキャナの購入費(甲Eウ17)であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されているところ、写真の現像やスキャナの使用は、市政の調査研究活動以外の目的でもされるものであり、市政の調査研究以外の目的による写真の現像やスキャナの使用も含むものと認められるから、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(イ) 事務整理委託料

整理番号3, 9, 12, 14, 17は、政務調査費事務整理委託料として、平成21年度中、3ヶ月に一度支払われたものであると報告されており(甲Eウ4, 同9, 同12, 同13, 同15), 政務調査費の使途等を管理することは、政務調査費を市政の調査研究に適切に用いるために必要な行為であって、市政の調査研究と関連性を有し、会派の行う調査研究活動のため必要な資料の作成に要する経費として必要性、合理性を欠いているとまではいえないから、市政の調査研究のための費用ではないとは認められない。

(ウ) テープ起こし代

整理番号5, 11, 18はそれぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された個人質問のテープ起こし代であると報告されており(甲Eウ6, 11, 16), 議会における個人質問及びそれへの回答を正確に記録しておくことは、会派の行う調査研究活動のため必要な資料の作成に当たるといえ、そのための経費として必要性及び合理性を欠いていとはいえないから、市政の調査研究のための費用ではないとは認められない。

(エ) 書籍購入費

整理番号15は、ソフトウェアの開発研究の歴史研究を目的とした「Software Design 総集編2000～2009」という書

籍の購入費である（甲Eウ14、乙E2）が、同書籍を購入した議員が市の情報化について活動していることは認められる（乙Eウ1）ものの、当該書籍と市の情報化との関連性は明らかでなく、市政の調査研究を目的としたものでないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

エ 資料購入費

(ア) 会費

整理番号3は、日朝友好岡山県民フォーラムのために平成21年度中に支出された会費（甲Eエ2），35は「DV防止サポートシステムをつなぐ会」の同年度中に支出された年会費（甲Eエ19、乙E1），36は環瀬戸内海会議の同年度の会費（甲Eエ20、乙E1），49は社会福祉法人岡山市社会福祉協議会の同年度の会費（甲Eエ28），65は特定非営利活動法人まちづくり推進機構岡山の同年度の会費（甲Eエ38），85は特定非営利活動法人岡山市子どもセンターが主催する「あど・ねっと」の同年度の支援会費（甲Eエ49、乙Eエ4），94は同法人の会費（甲Eエ53），90はDV被害者の支援を目的とした特定非営利活動法人さんかくナビの同年度中に支出された会費（甲Eエ51），91は米子市政研究会の同年度中に支出された会費（甲Eエ52），96は男女平等と女性の地位向上を目指す世界女性会議岡山連絡会の同年度の会費（甲Eエ55、乙Eエ13），123は岡山市内の図書館建設を目的とする「東部地区図書館を創る会」の同年度中に支出された会費（甲Eエ69、乙Eエ14），136は労働者からの相談事業に取り組む「女性・地域ユニオンおかやま」の同年度中に支出された会費（甲Eエ76、乙Eエ15）であると報告されているところ、上記整理番号に係る費用が資料購入費に当たるかは措くとして、上記各団体の目的等から、両団体への所属するために会費を支払うことが市政の調査研究と

関連性を有するものであると認められ、いずれも年会費として不相当な金額であるとは認められないから、必要性及び合理性がないとはいせず、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 新聞代等

a 整理番号 7, 10, 12, 13, 15, 23ないし 25, 28, 30, 33, 34, 38ないし 40, 43, 44, 47, 51, 52, 54ないし 56, 68ないし 70, 72ないし 74, 77, 78, 89, 95, 98ないし 100, 111ないし 113, 115, 116, 119, 120, 126ないし 128, 131, 132, 139, 146ないし 150, 153, 156ないし 160, 169ないし 173, 177, 178, 182ないし 185, 187, 189は、いずれも平成21年度内に支出された新聞代である（甲Eエ3ないし6, 同8, 同11ないし15, 同17, 同18, 同21ないし26, 同29, 同30, 同32ないし34, 同39ないし44, 同46, 同47, 同50, 同54, 同56ないし58, 同61ないし65, 同67, 同68, 同70ないし72, 同74, 同75, 同77, 同80ないし85, 同88ないし92, 同96ないし106, 同108, 同110）
ところ、新聞代に係る費用については、その場所如何を問わず、会派の行う調査研究活動のための費用として必要性及び合理性を欠いていふるまでいえず、資料購入費として支出することができることは、上記(1)エ(ア)のとおりである。

b 整理番号 81, 140, 188は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された新社会党が発行する「週刊新社会」の購読料であると報告されているところ、同紙は国政等の情報を記載した新聞様のものであることが認められ（甲Eエ48, 同78, 同109, 乙Eエ12），新聞代と同様に扱うのが相当である。

原告は政党機関誌であるから政務調査費として支出することは許されないと主張するが、その主張を採用できないことは、上記(2)アのとおりである。

(ウ) その他の書籍

a 整理番号18は、NPO平和推進岡山市民協議会が発行する「ピースおかやま平成21年」という冊子の購入費（甲Eエ9、乙Eエ8）、20はおひさま基金の発行する「おかやまエネルギーの未来を考える会」の冊子の購入費（甲Eエ10、乙Eエ1）、48は同会が発行する平和館の建設に関する資料の購入費（甲Eエ27、乙E3）、57は裁判員裁判反対や核廃絶を訴える署名運動について記載された「百万人署名運動全国通信」の購入費（甲Eエ35、乙Eエ9）、109は「国会便覧」の購入費（甲Eエ60）、129は自治体議員政策情報センター虹とみどりが発行する「政策資料」の購入費（甲Eエ73）、141は上記百万人署名運動の情報誌の提供のための費用（甲Eエ79、乙E3、乙Eエ5、同9）、155は「地方議員（PHP新書）」の購入費（甲Eエ87）、162は岡山県内の観光の回遊性について記載された「RACDAかわら版」の購入費（甲Eエ94、乙Eエ16）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されているところ、上記冊子もしくは書籍は、発行団体、冊子もしくは書籍の名称及びその内容からすると、市政の調査研究との関連性を有しないとまではいえず、資料購入費として必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用ではないとは認められない。

b 整理番号14は、「朝日ジャーナル」の購入費であると報告されている（甲Eエ7）ところ、原告は、週刊誌について購読の必要がない旨主張するが、週刊誌による情報収集と市政の調査研究との間に関連

性がないとはいはず、調査研究の必要性及び合理性を欠いているとはいえないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

c 整理番号53は「解放の通信」の年間購読料であると報告されており（甲Eエ31），部落解放についての書籍であるとされている（乙E3）ものの、同書籍の名称及び証拠（乙E3）によっても、同書籍の具体的な内容は明らかでなく、市政の調査研究との関連性を有しないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

d 整理番号58は、同年7月31日に支出された「地球村通信」の購入費であると報告されている（甲Eエ36）。同報告に係る領収書の「加入者欄」には「NPO法人ネットワーク地球村」と記載されており、同団体は、環境の保全、人権の擁護及び平和の推進並びに創造に寄与することを目的とし、「地球通信」は環境トピックスや環境レポートを掲載していると報告されている（乙Eエ10）から、市政の調査研究との関連性を有しないとまでいふことはできず、資料購入費としての必要性及び合理性を欠いているとまではいえないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

e 整理番号62は「平成21年地方選挙要覧」の購入費（甲Eエ37、乙Eエ11）であると報告されているが、当該書籍の名称から、上記書籍は選挙結果等を内容とするものであって、市政の調査研究との関連性を有しないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

f 整理番号76は、同年9月3日に支出された連帶社が発行する「連帶」の購入費として報告されている（甲Eエ45）。同書籍は、沖縄県の基地問題や労働問題などを取り扱った月刊誌であると認められ（乙Eエ3），市政の調査研究との関連性を有しないとまでいふこと

はできず、資料購入費として合理性ないし必要性を欠くとはいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

g 整理番号118は、同年11月4日に支出された難聴者の相互扶助を目的とした岡山県難聴者協会が発行する「岡山県難聴者協会会報」の購入費であると報告されている（甲Eエ66、乙E3）ところ、原告は資料が不足しているため政務調査費として支出することは許されないと主張するが、上記書籍の購入費でないと認める証拠はない。上記書籍の名称から、同書籍の購入が市政の調査研究との関連性を有しないとまでいいうことはできず、資料購入費として合理性ないし必要性を欠くとはいえない（甲Eエ66）から、市政の調査研究のための費用でないとは認められないから、原告の上記主張は採用できない。

h 整理番号161はIT専門誌（BCN）の購読料（甲Eエ93）であるが、同書籍を購入した議員が、「同書籍から直接自治体の情報化戦略を得ることは期待していない」と報告していること（乙Eエ7）に照らすと、議員個人の趣味としての情報システムに関する情報収集を目的として購入したと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

i 整理番号165は「コンポーネント設計＆開発完全解説」の購入費であり、岡山市情報処理部門の持つ行政ノウハウ及び運用ノウハウをコンポーネント化する際の参考として購入したと報告されているが（甲Eエ95、乙E2）、同書籍と市政の調査研究との関連は明らかでなく、上記エ(ウ)hの書籍を購入した議員と同一の議員が購入したものであるから、議員個人の趣味としての情報システムに関する情報収集を目的として購入したと認められる。したがって、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(エ) パソコン用ソフト等の購入費

整理番号107は、同年10月15日に支出されたパソコンのハードディスクを管理するためのパソコンソフトの購入費であると報告されている（甲Eエ59）が、パソコンソフトは、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各整理番号に係る費用は、いずれも議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

整理番号186は、「ハイパフォーマンスアプリケーションを開発できる強力なWindows向け開発環境」であると説明されている「Delphi」の購入費として、最新のWindows開発環境システム研究のために使用されたものであると報告されているが（甲Eエ107、乙E2），その報告内容によっても、市政の調査研究を目的とするものではないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

才 広報費

(ア) 印刷費

整理番号2, 19, 30, 31, 34, 37, 38, 61, 82, 86, 97, 98, 112は広報紙等の印刷に係るインク代、用紙代、ラベル代（甲E才2、同19、同30、同31、同34、同37、同38、同60、同81、同85、同96、同97、同111）、5, 18, 32, 35, 54, 68, 83は広報紙等に係る印刷代（甲E才5、同18、同32、同35、同54、同67、同82、乙E才2）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。上記各広報紙等は、市政に関する情報以外の情報を記載した部分も

認められるものの、全体として、広報目的のものであって、それ以外を目的としたものとは認められず、要した費用が市政報告として必要性及び合理性を欠くとは認められない。したがって、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 送料等

a 整理番号3, 4, 7ないし16, 26ないし29, 39, 50, 51, 60, 64ないし67, 85, 87ないし92, 95, 99ないし103は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された広報紙等の送付に係る切手代、郵送料、送料、はがき代であると報告されており（甲Eオ3, 同4, 同7ないし16, 同26ないし29, 同39, 同50, 同51, 同59, 同63ないし66, 同84, 同86ないし91, 同94, 同98ないし102, 弁論の全趣旨），いずれも、広報目的の印刷物を配布するための費用であると認められるところ、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

なお、はがきであることをもって広報目的でないとは認められないことは、上記(1)オ(ウ)のとおりである。

b 整理番号20ないし25, 41ないし49, 70ないし75, 104ないし111のうち切手代については、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された「ニュース」の輸送料として報告されており、各「ニュース」の内容から、市政報告を目的とした広報紙等の送付に係る費用であると認められる（甲Eオ20ないし25, 同41ないし49, 同69ないし74, 同103ないし110）。したがって、広報目的の印刷物を配布するための費用であると認められるところ、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

原告は、上記の送付には事前に購入した切手を使用しており、上記整理番号に係る切手の購入は市政の調査研究を目的としたものではな

いと主張するが、それを裏付ける証拠はなく、上記主張は採用できない。

c 整理番号 53, 55, 57 は、市政報告用のはがき代の購入費であると報告されているが、購入しているのは年賀はがきであって（甲Eオ 53, 55, 57），当該はがきに印刷された内容は明らかでないから、当該年賀はがきは通常の用法どおり、新年のあいさつに用いられたと認められる。したがって、広報目的でないはがきの購入であるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

d 整理番号 76 ないし 78, 80, 81 は、同一の議員に係る平成22年1月7日から同月13日にわたる郵送料であり、いずれも 81 に添付された「市民リポート」（平成21年12月15日発行、甲Eオ 80-2）の郵送料であると認められる（甲Eオ 75 ないし 同 77, 同 79, 同 80）。上記「市民リポート」は、全体として広報目的のものであって、それ以外を目的としたものとは認められず、要した費用が市政報告として必要性及び合理性を欠くとは認められないから、その郵送料についても市政の調査研究のための費用でないと認められない。

(ウ) 会場費等

整理番号 1, 79 は市政報告会の案内に係るはがき代（甲Eオ 2, 同 78）、17, 62, 93 は市議会傍聴用のお知らせに係るはがき代（甲Eオ 17, 同 61, 同 92），整理番号 56 は市政報告会に係る会場費（甲Eオ 56）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されているところ、いずれも広報目的であり、要した費用が市政報告として必要性及び合理性を欠くとは認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

(エ) ホームページの開設、管理費

整理番号6, 33, 36, 40, 52, 59, 63, 69, 84は、議員のホームページ開設・管理のためのパソコン用ソフト購入費、管理料等（甲E才6, 同33, 同36, 同40, 同52, 同58, 同62, 同68, 同83）, 94は議員のホームページ開設のためのレンタルサーバーのドメイン取得料（甲E才93）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されているところ、議員個人のホームページは、市政の調査研究活動以外の活動のためにも用いられ得るものであって、当該ホームページが専ら市政の調査研究活動を目的としたものであるとか、専ら市政の調査研究活動以外の活動を目的としたものと認めることはできないから、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(オ) その他

整理番号96は、平成22年3月16日に支出された角封筒及び名刺の印刷代であると報告されているところ、封筒は、性質上、市政の調査研究活動以外の目的にも用いられ得るものであって、当該封筒の使用場所及び使用目的は明らかでなく、年度終了まで15日程度の時期であることに照らしても、市政の調査研究活動以外にも使用するために作成されたと認められ（甲E才95），名刺が市政の調査研究活動以外にも用いられ得ることは上記(3)イ(カ)のとおりである。したがって、当該封筒及び名刺に係る費用については、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

カ 広聴費

(ア) 会場費

a 整理番号1, 2, 4は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された市政報告会の会場費であり（甲Eカ2, 3, 5），広聴目的の費用であると認められ、広聴費として必要性及び合理性を欠

くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

b 整理番号3は、平成21年10月23日に支出された公民館の福祉室の使用料であり、その使用目的は市政報告であったと報告されており（甲Eカ4、乙Eカ1），市政の調査研究活動以外を目的としたものとは認められず、要した費用が市政報告として不相當に高額であるとも認められない。したがって、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 送料

整理番号5は、平成22年3月31日に支出されたリポート発送の封筒代であると報告されている（甲Eカ6）ところ、当該リポートの内容は不明であること、平成21年度の最終日の支出であることに照らすと、平成21年度の市政の調査研究に資するためにしたものとはいひ難いことから、市政の調査研究のための費用でないと認められる可能性もあるが、原告の主張に鑑みれば、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

キ 人件費

整理番号1、2に係る費用は、いずれも、市政報告紙の封入及び発送のために雇用したアルバイトへの賃金であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている（甲Eキ2、同3）ところ、特段の事情がない限り、会派の行う市政の調査研究活動を補助する職員として雇用されたと認められ、この認定を左右する証拠はない。したがって、上記費用はいずれも、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

ク 事務費

(ア) 備品購入費等

- a 整理番号80は平成21年8月17日に支出された会派控室用の事務用品の購入費であると報告されており（甲Eク48），同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから，会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ，事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから，市政の調査研究のための費用でないとは認められない。
- b 整理番号8, 10, 39, 47, 48, 75, 83, 89, 111, 121, 129, 146, 151, 159, 178, 203は筆記具等文具系消耗品の購入費（甲Eク4, 同6, 同24, 同30, 同31, 同45, 同50, 同54, 同66, 同71, 同75, 同84, 同86, 同93, 同105, 同116）, 15, 19, 22ないし24, 26, 42, 49, 63, 66, 96, 102, 116, 137, 154ないし157, 169, 176, 210, 211は事務用品の購入費（甲Eク10, 同12, 同15ないし18, 同26, 同32, 同38, 同40, 同58, 同61, 同67, 同79, 同88ないし91, 同97, 同103, 同120, 同121）, 77, 82は住宅地図の拡大コピー一代（甲Eク47, 同49）であり，それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。いずれも，性質上，市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ，上記各整理番号に係る費用は，いずれも議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば，使用場所及び使用目的が明らかでなく，市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって，上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し，その限度で政務調査費として支出することが許される。
- c 整理番号7は，平成21年4月20日に支出された事務所移転のお知らせチラシを作成し，掲示するためのコピー用紙，ガムテープ等の

購入費であると報告されている（甲Eク3）が、議員個人が事務所を移転したとの報告は、会派の市政の調査研究と関連性を有しないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(イ) 事務機器等購入費、リース費

- a 整理番号9, 65, 120は会派控室用のファックス回線使用料（甲Eク5, 同39, 同70）, 14は会派控室用のコピー通し料（甲Eク9）, 29, 52, 95, 119, 138, 153, 188, 206は会派控室用の電話代（甲Eク20, 同34, 同57, 同69, 同80, 同87, 同109, 118）, 30, 122は会派控室用のコピー機のチャージ料（甲Eク21, 同72）, 45, 67はコピー機のカウンター料（甲Eク29, 同41）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。
- b 整理番号1, 44, 165, 168, 171はパソコン、パソコン関連機器の購入費用（甲Eク2, 同28, 同95, 同96, 同99）, 13, 35, 53, 70, 88, 106, 124, 141, 161, 179, 197, 213はコピー機のリース料（甲Eク8, 同23, 同35, 同43, 同53, 同64, 同74, 同82, 同94, 同106, 同114, 同122）, 20は視察用デジタルカメラ等の購入費用（甲Eク13）, 174は「ポータブルテレコ」の購入費用（甲Eク101）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各整理番号に係る費用



は、いずれも議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

c 整理番号84の4万2100円は、平成21年8月14日に支出された「ノートパソコンのウィルスバスター整理」のための「PC出張費」として報告されている（甲Eク51）。パソコンのウィルス対策ソフトの設定等が市政の調査研究にパソコンを用いる上で必要であることは否定できないが、そのための費用としては不相当地高額であり、領収書のただし書き欄に「PC出張設定他」とあることからすると、事務費として必要性及び合理性を欠いていると認められる。したがって、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

d 整理番号216及び217の報告書には、クレディセゾンから再発行された平成21年3月から平成22年2月までのリース料の領収書が添付されており（甲Eク124、同125），印刷機のリースに係る費用であると報告されている（乙Eク1）。したがって、上記費用は市政の調査研究と関連性を有する費用でないとはいえないが、上記印刷機の使用場所が明らかでないから、市政の調査研究活動以外にも使用されていると認められ、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

e 整理番号218は、平成22年3月31日に支出された「政令市とともになう印刷物変更（角封筒など）」に係る費用であると報告されており、資料として、後援会事務所の住所等を記載した封筒が添付されている（甲Eク126）。封筒等が市政の調査研究に必要でないとはいえないが、平成21年度の最終日の支出であること、32万786

0円という高額な支出であってその内訳が明らかでないことからすれば、上記整理番号に係る費用は、平成21年度の会派の市政の調査研究活動に資する事務費でないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

(ウ) 携帯電話代

整理番号11, 16, 27, 33, 40, 51, 55, 57, 68, 73, 76, 85, 91, 97, 104, 109, 117, 123, 130, 135, 139, 143, 150, 158, 170, 172, 175, 184, 187, 191, 195, 204, 209, 215, 219に係る費用は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された議員の携帯電話料金であると報告されており（甲Eク7, 同11, 同19, 同22, 同25, 同33, 同36, 同37, 同42, 同44, 同46, 同52, 同55, 同59, 同63, 同65, 同68, 同73, 同76, 同78, 同81, 同83, 同85, 同92, 同98, 同100, 同102, 同107, 同108, 同111, 同113, 同117, 同119, 同123, 同127），上記1のとおり、33パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(エ) 送料等

整理番号21, 43, 98, 134, 189は市政報告紙に係る切手代、ラベル代、封筒代、送料（甲Eク14, 同27, 同60, 同77, 同110），94は産業廃棄物関係の資料送付に係る郵送料（甲Eク56），103は市議会個人質問傍聴のお知らせ（お願い）に係るはがき代（甲Eク62），177は委員会資料（環境局）の送付に係る郵送料（甲Eク104），194は市政報告紙発行のための文具等の購入費（甲Eク112），198は「2月市議会資料の送付（井本さん）」に係る送料（甲Eク115）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載

の日に支出されたと報告されている。市政報告紙等は広報目的のものであって、その送付のための封筒の購入費や郵送料は、市政の調査研究のための事務費として市政の調査研究と関連性を有すると認められ、上記各費用は事務費として必要性及び合理性を欠くとはいえないから、市政の調査研究のための費用であるといえる。

ケ 市民ネットに係る費用については上記のとおりであり、政務調査費として支出することが許されない金額については、別紙2「認容額」欄記載のとおりである。よって、岡山市は、市民ネットに対し、不当利得に基づき、政務調査費として支出が許されない額の合計161万8529円から本来残余額に算入されないはずである預金利息783円を控除した161万7746円の返還請求権を有する。

(6) 日本共産党岡山市議団

ア 研究研修費

(ア) 会場費

整理番号3は、国保制度を考えるシンポジウムの会場費として、平成22年3月8日に岡山市勤労者福祉センターに支払われたと報告されている(甲Fア2)。原告は、当該シンポジウムは一般人向けのものであるから50パーセントで按分されるべきであると主張するが、一般人が参加できるとしても、当該会派の市政の調査研究を目的としたシンポジウムでないとまで認めることはできない。したがって、市政の調査研究との関連性を有しないということはできず、全額について研究研修費として必要性及び合理性を欠くとはいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 講師謝礼金

整理番号4ないし6は、上記(ア)に係るシンポジウムのシンポジストに対する謝礼金であるとして、同月3月28日に支出されたと報告されて

いる（甲Fア3）ところ、研究研修費の内容として講師謝金が例示されていること（本件条例5条別表）に照らすと、同シンポジウムの発表者に対して謝礼金を支払うことが不合理であるとまではいえないから、市政の調査研究と関連性を有しないとはいはず、上記金額は社会通念上相当な金額であって、研究研修費として必要性及び合理性を欠くとはいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

イ 資料作成費（印刷費）

(ア) 整理番号1, 2は、いずれも同シンポジウムのためのパンフレットの印刷代として、整理番号1が同月26日に、2が同月29日にそれぞれ支出され、印刷部数は合計で1万2000部であると報告されている（甲Fウ2, 同3, 乙Fウ1）ところ、同シンポジウムが市政の調査研究との関連性を有しないとはいえないことは上記ア(ア)のとおりであって、そのためのパンフレットを印刷することも市政の調査研究との関連性を有しないとまではいはず、資料作成費として必要性及び合理性を欠くとは認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 整理番号3は、同月30日に支出された「予算要求要望書（パンフレット）」の作成費であると報告されているところ、添付の資料には「2010年度予算の要望書」との記載があり、その内容から、日本共産党岡山市議団が岡山市長に対して平成22年度の市政に関する要望を述べた際の懇談会の様子を報告するものであると認められる（甲Fウ4, 乙Fウ2, 同4）。したがって、市政の調査研究との関連性を有しないとまでいうことはできず、資料作成費としての必要性及び合理性を欠くとは認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

ウ 資料購入費（新聞代等）

(ア) 整理番号3, 13, 17, 26, 37, 39, 64, 72, 78, 7

9, 85, 92, 100, 101, 109, 121, 147, 148, 161, 162, 172, 173, 204, 212は平成21年度内に支出された新聞代である（甲Fエ2, 同9, 同10, 同16, 同22, 同24, 同34, 同36, 同38ないし40, 同45, 同47, 同48, 同53, 同58, 同66, 同67, 同69, 同70, 同76, 同77, 同83, 同88）ところ、新聞代に係る費用については、その場所如何を問わず、会派の行う調査研究活動のための費用として必要性及び合理性を欠いているとまでいえず、資料購入費として支出することができることは、上記(1)エ(ア)のとおりである。

- (イ) 整理番号4, 5, 7, 8, 21, 22, 24, 25, 32, 33, 35, 36, 43, 44, 46, 47, 87ないし90, 102, 103, 105, 106, 116のうち原告否認部分（1000円）, 117, 118, 120, 163, 164, 166, 167, 179, 180, 182, 183, 206, 207, 209, 210は「議会と自治体」の購入費（甲Fエ3ないし6, 同12ないし15, 同18ないし21, 同25ないし28, 同41ないし44, 同49ないし52, 同54ないし57, 同71ないし74, 同78ないし81, 同84ないし87）であり, 9, 19, 38, 65, 73, 93, 122, 155, 168, 185, 213は「しんぶん赤旗」の購入費（甲Fエ7, 同11, 同23, 同35, 同37, 同46, 同59, 同68, 同75, 同82, 同89）であり, 10は「民主青年新聞」の購入費（甲Fエ8）であり, それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。上記各紙はその名称から、市政の調査研究との関連性を有しないとまでいうことはできず、資料購入費として必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

原告は、上記各紙が、議員らの所属する政党の発行した政党誌、団体誌であることをもって、政務調査費として支出することが許されないと主張するが、その主張が採用できないことは、上記(2)アのとおりである。

(ウ) 整理番号48ないし52、133ないし138、214ないし218は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された「救援新聞」の購入費であると報告されている（甲Fエ29ないし33、同60ないし65、同90ないし94）。原告は、上記新聞には特定の運動支援の側面があるから50パーセントで按分すべきであると主張するが、それを裏付ける証拠はなく、同紙は、憲法訴訟などを取り上げた新聞様のものであると認められる（乙Fエ2）から、新聞代と同様に扱うのが相当である。

(エ) 整理番号28は、県民ガイド新聞社が発行する県民ガイドの平成21年度分の購読料であると報告されている（甲Fエ17）ところ、同ガイドの購入費を新聞代と同様に扱うのが相当であることは、上記(1)エ(ウ)のとおりである。

エ 広報費

(ア) 印刷費等

整理番号1、5、9、10、23ないし25、32、33、39ないし41、45、49、59ないし61、63、76、78、91、94は広報紙等の印刷代（甲Fオ2、同6、同10、同11、同24ないし26、同33、同34、同40ないし42、同46、同50、同60ないし62、同64、同77、同79、同92、同95）、17、18、34、35、50、62、77、92、93は議会における質問の案内の印刷費（甲Fオ18、同19、同35、同36、同51、同63、同78、同93、同94）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。上記各広報紙等は、市政に関する

る情報以外の情報を記載した部分も認められるものの、全体として、広報目的のものであって、それ以外を目的としたものとは認められず、要した費用が市政報告として必要性及び合理性を欠くとは認められない。したがって、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 送料等

整理番号 2 ないし 4, 6 ないし 8, 11 ないし 16, 20 ないし 22, 28 ないし 30, 42 ないし 44, 54 ないし 56, 64 ないし 66, 86 ないし 88 は広報紙等の新聞折込料（甲 F オ 3 ないし 5, 同 7 ないし 9, 同 12 ないし 17, 同 21 ないし 23, 同 29 ないし 31, 同 43 ないし 45, 同 55 ないし 57, 同 65 ないし 67, 同 87 ないし 89）, 36 ないし 38, 51 ないし 53, 80 ないし 82 は議会における質問の案内の新聞折込料（甲 F オ 37 ないし 39, 同 52 ないし 54, 同 81 ないし 83）, 27, 31, 47, 48, 57, 67 ないし 72, 75, 79, 90 は広報紙等の郵送料（甲 F オ 28, 同 32, 同 48, 同 49, 同 58, 同 68 ないし 73, 同 76, 同 80, 同 91）, 84 は市政報告紙の郵送用ラベルシールの購入費（甲 F オ 85）, 85 は広報紙等の送付に係る封筒代（甲 F オ 86）であり、それぞれ別紙 2 の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、いずれも、広報目的の印刷物を配布するための費用であると認められるところ、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(ウ) 会場費等

整理番号 19 は平成 21 年 7 月 21 日に支出された市政報告会の会場費等であると報告されており（甲 F オ 20），広報目的の費用であると認められ、広聴費として必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(エ) 人件費

整理番号 26, 46, 58, 74, 89, 95は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された市政報告紙等の郵送作業の作業代であると報告されており（甲F才27, 同47, 同59, 同75, 同90, 同96），特段の事情がない限り、会派の行う市政の調査研究活動を補助する者として雇用されたと認められ、その認定を左右する証拠はない。したがって、上記各費用は、いずれも、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(才) その他

整理番号 73は宛名ラベル等の購入費（甲F才74）、83は印刷ソフト「パーソナル編集長」の購入費（甲F才84）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている（上掲各証拠）。これらは、いずれも、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、上記各整理番号に係る費用は、いずれも議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用場所及び使用目的が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

才 広聴費

整理番号 1, 7, 8は「市民の意見を聞く会」の案内状の郵送料（甲F才2, 同8, 同9）、2ないし6は「市民の意見を聞く会」の会場費（甲F才3ないし7）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、いずれも、広聴目的の費用であると認められ、広聴費として必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

カ 人件費

整理番号 1 ないし 15 は、それぞれ別紙 2 の「会派支払日」欄記載の日に支出された、会派が雇用する職員もしくはパートタイム職員に関する人件費であると報告されている。証拠等（甲 F キ 2 ないし 16、弁論の全趣旨）によれば、日本共産党岡山市議団は、市政の調査研究活動を補助する事務員を雇用し、事業主として社会保険料を負担し、労働保険料を納付したものと認められ、特段の事情のない限り、これらの費用負担は、日本共産党岡山市議団が市政の調査研究活動を行うために支出されたと認められる。

しかし、労働保険料（整理番号 5）については、上記事務員の負担分を含めてすべて政務調査費として支出しているところ、当該事務員の負担分合計 5026 円は、共産党岡山市議団に負担義務がないから、政務調査費として支出することは許されず、その部分は市政の調査研究のための費用でないと認められる。その余の上記各整理番号に係る費用は、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

キ 事務費

(ア) 備品購入費

整理番号 4, 8, 14, 15, 19, 23, 27, 31, 32, 37, 47 は会派控室用の事務用品の購入費（甲 F ク 5, 同 9, 同 15, 同 16, 同 20, 同 24, 同 28, 同 32, 同 33, 同 38, 同 48）、12, 41 は会派控室用の筆記具等文具系消耗品や書棚等の購入費（甲 F ク 13, 同 42）であり、それぞれ別紙 2 の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されているところ、同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 事務機器購入費、リース費

整理番号 1, 5, 9, 17, 20, 22, 26, 28, 34, 38, 43, 48 は会派控室用のコピー機のリース料（甲 F ク 2, 同 6, 同 10, 同 18, 同 21, 同 23, 同 27, 同 29, 同 35, 同 39, 同 44, 同 49）, 2, 6, 10, 16, 21, 24, 29, 35, 36, 42, 45, 49 は同室用のファックス回線使用料（甲 F ク 3, 同 7, 同 11, 同 17, 同 22, 同 25, 同 30, 同 36, 同 37, 同 43, 同 46, 同 50）, 3, 7, 11, 18, 25, 30, 33, 39, 44, 46 は同室用のコピー機のトータルサービス料（甲 F ク 4, 同 8, 同 12, 同 19, 同 26, 同 31, 同 34, 同 40, 同 45, 同 47）, 13, 40 は会派用のデジタルカメラ及びその関連機器の購入費（甲 F ク 14, 同 41）であり、それぞれ別紙 2 の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

ク 日本共産党岡山市議団に係る費用については上記のとおりであり、政務調査費として支出することが許されない金額については、別紙 2 「認容額」欄記載のとおりである。よって、岡山市は、日本共産党岡山市議団に対し、不当利得に基づき、政務調査費として支出が許されない額の合計 2 万 6 706 円から本来残余额に算入されないはずである預金利息 1 187 円を控除した 2 万 5 519 円の返還請求権を有する。

(7) 明友会

ア 調査旅費

(ア) 整理番号 8 は、新竹市訪問に伴う渡航経費として報告されており、上

記(4)イ(ア)bと同じ目的の訪問に係るものと認められ（甲Gイ2, 乙Gイ1）るから、市政の調査研究のための費用であると認められることは上記のとおりである。

(イ) 整理番号9は、岡山市友好親善訪韓団の旅費として報告されている（甲Gイ3）が、同aと同じ目的の訪問に係るものであると認められ（乙Gイ2），市政の調査研究のための費用であると認められることは上記のとおりである。

イ 資料購入費（新聞代）

整理番号2, 10, 12は、いずれも平成21年度内に支出された新聞代である（甲Gエ2ないし4）ところ、新聞代に係る費用については、その場所如何を問わず、会派の行う調査研究活動のための費用として必要性及び合理性を欠いているとまでいえず、資料購入費として支出することができることは、上記(1)エ(ア)のとおりである。

ウ 事務費（携帯電話代）

整理番号4は、同年4月20日に支出された議員の携帯電話料金であると報告されており（甲Gク2），上記1のとおり、33パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

エ 明友会に係る費用については上記のとおりであり、政務調査費として支出することが許されない金額については、別紙「認容額」のとおりである。よって、岡山市は、明友会に対し、不当利得に基づき、政務調査費として支出が許されない額の合計3532円の返還請求権を有する。

(8) 新生会

ア 調査旅費

(ア) 旅費

整理番号39ないし41は、「岡山市・新竹市友好都市議員連盟「岡山とれたて果物フェア in 新竹2009」」を目的とした新竹市訪問旅

費として報告されている（甲Hイ5ないし7、乙Hイ1、同2）。同訪問は、上記(4)(イ)ア b に係る訪問で交わした協議書に基づき、岡山市・新竹市友好議員連盟、岡山市、JA岡山が共催した太平洋そごう新竹店で開催された岡山の物産展において、岡山の特産品の販売や観光PR活動を実施し、両市の経済交流の促進を図ることを目的としたものであると認められるから、市政の調査研究と関連性を有する費用であると認められる。

しかし、同訪問の日程は、整理番号40及び41に係る議員については平成21年8月20日から同月21日、整理番号39に係る議員については同月20日から同月22日であると報告されているところ、整理番号40及び41の宿泊費が1泊分であるのに対し、整理番号39の宿泊費は3泊分であって（甲Hイ5）、報告によっても、3泊目が市政の調査研究を目的としたものであるとは認められない。証拠（甲Gイ6、同7）によれば、同訪問における宿泊費は朝食を含み1泊1万2000円であると認められるから、整理番号39に係る費用のうち、2泊分2万4000円を除いた1万1500円については、市政の調査研究との関連性を有さず、市政の調査研究のための費用でないと認められ、整理番号40、41及び整理番号39のその余の部分については、いずれも調査旅費としての必要性及び合理性を欠くとは認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

(イ) タクシーデ（交通費）

夜の街ゾーンにかかるタクシーデであるからといって、直ちに市政の調査研究のための費用でないと認められないことは、上記(1)イ(イ)のとおりである。

整理番号17、33、51、82、98、131（甲Hイ2、同4、同8ないし10、同12）に係るタクシーデは、それぞれ別紙2の「会

「派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されており、その報告内容から、市政の調査研究と関連性を有するものであると認められ、タクシーの使用及びその使用金額が必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

(ウ) 駐車料（交通費）

駐車場の使用目的を「調査研究のため」（整理番号23, 124, 141（甲Hイ3, 同11, 同13））として報告されたものは、いずれもその報告内容から市政の調査研究を目的とするものであることが明らかでないから、市政の調査研究との関連性がないといえ、市政の調査研究のための費用でないと認められるが、原告は50パーセントで按分した分について法律上の原因がない旨主張するにとどまるから、その限度で市政の調査研究のための費用でないと認められる。

イ 資料作成費（事務機器購入費）

(ア) 整理番号62は、平成21年10月9日に支出された視察先等での説明を録音するためのボイスレコーダー等の購入費であると報告されている（甲Hウ2）ところ、具体的な視察内容は明らかでないが、ボイスレコーダーが視察の際の様子を正確に記録するために必要なものであること、領収証が会派宛に発行されていることからすれば、新生会が行う市政の調査研究を目的とした視察に使用されるものであると認められるから、市政の調査研究との関連性がないとはいはず、市政の調査研究のための費用でないと認められない。

(イ) 整理番号86は、同年11月24日に支出されたデジタルカメラ等の購入費用であると認められる（甲Hウ3）。デジタルカメラは、性質上、市政の調査研究活動以外の目的でも使用され得るものであるところ、上記デジタルカメラは議員個人宛に領収証が発行されていることからすれば、使用目的や使用場所が明らかでなく、市政の調査研究活動以外にも

使用されている可能性が否定できない。したがって、上記整理番号に係る費用は50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

ウ 資料購入費

(ア) 新聞代等

a 整理番号3, 20, 35, 38, 54, 72, 74, 75, 88, 89, 105, 110, 120, 121, 137, 138, 157, 159は、いずれも平成21年度内に支出された新聞代である（甲Hエ3, 同6, 同8, 同9, 同11, 同13ないし25）ところ、新聞代に係る費用については、その場所如何を問わず、会派の行う調査研究活動のための費用として必要性及び合理性を欠いているとまでいえず、資料購入費として支出することができることは、上記(1)エ(ア)のとおりである。

b 整理番号10は国会タイムズの年間購読料であると報告されている（甲Hエ4）ところ、同紙を新聞代と同様に扱うのが相当であることは、上記(1)エ(ウ)のとおりである。

c 整理番号48, 61は県民ガイドの年間購読料であると報告されている（甲Hエ10, 同12）ところ、同ガイドを新聞代と同様に扱うのが相当であることは、上記(1)エ(ウ)のとおりである。

(イ) その他書籍購入費

a 整理番号1は「ジャストリポート」に係る、平成19年6月から平成20年5月、同年6月から平成21年5月に至る2年分の年間購読料として報告されており（甲Hエ2），同書籍は、地元企業の活動状況や地元経済の動向を記載した書籍であると報告されている（乙Hエ1）ところ、その報告内容からすれば、市政との関連性を有さないととはいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められな

い。

b 整理番号 15, 27 はゼンリン住宅地図の購入費であると報告されており（甲Hエ5, 同7），原告は、住宅地図は選挙目的のために購入されたと主張するが、そのことを認めるに足りる証拠はなく、その他市政の調査研究のための費用でないとの証拠もなく、資料購入費として必要性及び合理性を欠くとも認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

エ 広報費（印刷費、送料等）

整理番号 50, 83, 103 は広報紙等の印刷代（甲Hオ3, 同5, 同7, 乙Hオ1), 53, 97 は広報紙等の郵送料（甲Hオ4, 同6) であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている（甲Hオ3ないし7）。上記各広報紙等は、市政に関する情報以外の情報を記載した部分も認められるものの、全体として、広報目的のものであって、それ以外を目的としたものとは認められず、要した費用が市政報告として必要性及び合理性を欠くとは認められない。したがって、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

整理番号 30 は、平成21年8月13日に支出された、会派名が印刷された封筒の印刷代であると報告されており（甲Hオ2），市政の調査研究活動以外の目的で使用されたとは認められず、要した費用が広報費として必要性及び合理性を欠くとは認められないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

オ 人件費

整理番号 7, 11, 32, 49, 64, 65, 80, 96, 116, 129, 144, 145, 162 は、いずれも、会派が雇用する職員に関するものであり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。証拠等（甲Hキ2ないし14, 弁論の全趣旨）によれ

ば、新生会は、市政の調査研究活動を補助する事務員を雇用し、事業主として社会保険料を負担し、労働保険料を納付したものであると認められ、特段の事情のない限り、これらの費用負担は、新生会が市政の調査研究活動を行うために支出されたと推認される。

しかし、労働保険料（整理番号1）については、上記職員の負担分を含めてすべて政務調査費として支出しているところ、当該職員の負担分合計4827円は、新生会に負担義務がないから、政務調査費として支出することは許されず、その部分は市政の調査研究のための費用でないと認められる。その余の上記各整理番号に係る費用は、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

カ 事務費

(ア) 備品購入費

a 整理番号2, 6, 36, 37, 78, 100, 117, 150, 160は会派控室用の筆記具等文具系消耗品の購入費（甲Hク2, 同4, 同17, 同18, 同33, 同42, 同48, 同61, 同64）, 13, 24, 59, 147, 148は会派控室用の事務用品の購入費（甲Hク7, 同12, 同26, 同58, 同59）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、いずれも、同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

b 整理番号28, 29, 73, 108, 109, 130は、いずれも広報紙等を作成するための事務用品の購入費であると報告されている（甲Hク14, 同15, 同31, 同44, 同45, 同53）ところ、

その報告内容からは、市政の調査研究活動以外の目的で使用されたとは認められず、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(イ) 事務機器

整理番号 16, 25, 52, 63, 79, 94, 115, 128, 146 は会派控室用のファックス回線使用料（甲Hク9, 同13, 同22, 同28, 同34, 同39, 同47, 同52, 同57）, 31 は同室用のコピー機の購入費（甲Hク16）, 149 は同室用のプリンターの購入費（甲Hク60）であり、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、いずれも、同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。

(ウ) 携帯電話代

整理番号 12, 19, 46, 47, 56, 57, 68, 70, 85, 95, 99, 102, 119, 122, 132, 135, 151, 153 は、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出された議員の携帯電話料金であると報告されており（甲Hク6, 同10, 同20, 同21, 同23, 同24, 同29, 同30, 同35, 同40, 同41, 同43, 同49, 同50, 同54, 同55, 同62, 同63），上記1のとおり、33パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

(エ) その他

整理番号 5 は、会派控室用のコーヒーメーカーの購入費（甲Hク3,

乙Fク1), 8, 14, 21, 58, 93は同室用コーヒーメーカー代(甲Hク5, 同8, 同11, 同25, 同38), 42, 60, 77, 92, 111, 125, 140は同室用ウォーターサーバーの関連費用(甲Hク19, 同27, 同32, 同37, 同46, 同51, 同56, 乙Fク2), 87は同室用暖房器具の購入費であり(甲Hク36, 乙Hク3), ところ、それぞれ別紙2の「会派支払日」欄記載の日に支出されたと報告されている。これらは、いずれも、同室を市政の調査を行う事務所として機能させるために通常必要とされるものであるから、会派の行う調査研究活動のために必要な事務費であるといえ、事務費としての必要性及び合理性がないともいえないから、市政の調査研究のための費用ではないとは認められない。

キ 新生会に係る費用については上記のとおりであり、政務調査費として支出することが許されない金額については、別紙2「認容額」欄記載のとおりである。よって、岡山市は、新生会に対し、不当利得に基づき、政務調査費として支出が許されない額の合計6万2604円から本来残余額に算入されないはずである預金利息287円を控除した6万2317円の返還請求権を有する。

(9) 地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、同法施行令171条から同条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないと解すべきである(最高裁判所平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁)。そして、被告は、本件各会派に対し不当利得返還請求権を有しており、そのことを認識できないような事情も、その他権限不行使を正当化する事情も認められない。

よって、被告は、上記各不当利得返還請求権の行使を違法に怠っているも

のというべきである。

3 争点2（附帯請求の起算日、本件各会派が民法704条にいう「悪意の受益者」に当たるか）について

原告は、本件各会派が利得につき悪意であると主張するが、本件各会派は、原告による監査請求の結果、本件各支出のうち、違法であるとの指摘を受けた支出に相当する金額は岡山市に返還し、その一方で、違法でないとされた支出については適法性を主張していること、被告も本件口頭弁論終結に至るまで、上記各支出を適法であるとして争っていたことからすると、本件口頭弁論終結に至るまでの間に、監査請求の結果として違法でないとされた支出の違法性を本件各会派が認識していたとまではいえず、他に、上記認識を認めるに足りる的確な証拠もないのであって、本件各会派が悪意であったと認めることはできない。

よって、原告の民法704条に基づく利息金の支払に関する請求は理由がない。

4 なお、証拠（乙14の1）及び弁論の全趣旨によれば、明友会は北川あえ一人からなる会派であったが、平成21年5月21日に解散したこと、岡山市議会における会派は、所属議員の任期満了によりその任期満了日の経過とともに当然に解散したものとみなされるから、他の本件各会派についても、所属議員の任期満了日である平成23年4月30日の経過とともに当然に解散したものとみなされたことが認められる。

本件条例2条は、所属議員が1人であっても会派であるとして、その会派に政務調査費を交付することとし、同7条3項及び同8条は、会派の会計責任者は、議長に対し、毎年4月30日までに（会期途中で解散した場合は解散の日から30日以内に）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを提出し、市長は、政務調査費の総額から政務調査費として支出した総額を控除して残余額がある場合には、当該残余額に相当する額を返還させる旨定めている。岡山市議

会における会派は、所属議員の任期満了に伴い解散されることが当然に予定されているにもかかわらず、本件条例が、任期満了日であり会派の解散日である4月30日までに収支報告書を提出すること、市長がそれを受けて政務調査費の残余額を返還させるべきとしていることからすれば、本件条例は、解散後であっても、政務調査費の交付を受けた会派が、政務調査費の残余額を返還すべきことを定めたものと解されるから、本件において、被告が不当利得返還請求権を行使すべき相手方は、本件各会派とするのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告は、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、新風会に不当利得金159万2422円の、被告補助参加人に8万6959円の、ゆうあいクラブに198万9731円の、政隆会に43万7614円の、市民ネットに161万7746円の、日本共産党岡山市議団に2万5119円の、朋友会に3532円の、新生会に6万2317円の各支払を請求するよう求めることができるというべきである。

よって、原告の請求は、上記の限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 北澤純一

裁判官 大島道代

裁判官 武田夕子